

〔一三六三〕日本教育史資料  
卷十九

同十二月○寛政七年 白銀十枚を給ふこれよりさき群書類從のうち板になりたるもの若干卷を奉るか故なり同十年五月開板のかたき納へき庫たつへき敷地にとて品川村のうち御殿山の下なる地千六拾坪をかし給はる○中 同十二月○寛政十一年 このころ學問所にて撰はせらるゝ所の孝義錄を校正し假字のつかひさま詞ののべやうなと改へき仰ことありてあまねく校たゝして功なりにたればやかて開板なる又ことなる仰ことによりてこの年より門人を京師にのほらしめ諸家にひめもてる名記を寫さしめ書あらためて紅葉山の御文庫に納む年を追て數百部に及ふ其草稿をは家に納ることをゆるさる當時かくはかり家々の日記を納めもてる人絶て有ことなし又日本後紀は世のなかに久しく絶て傳はらさりしをさきに京都の名家よりもとめ出されてかたきにゑらしむすへて十卷あり全部の五分か一なりといへともなほ六國史の員備はることは今の御代とな

りてこの時はしめなり令義解百鍊抄などをもよくかうかへ正してともにかたきにゑりて世にひろく行はしむこのほか國史格式なとことくく校正してなほ追て上木の功をくはたてらる○中 同五年六月○文化五年 宇多帝仁和三年よりこのかた正親町帝慶長八年までの間實錄修めらるへき料あみて奉るへき由仰こと有てこれを史料といふ御家に侍ふ人の内にて門人のさるへき者あまたをさへそへ給ふ又そのついでをもて武家にかゝれるもの職名文書兵器となへてあるへき名目をも類聚し奉るへきよしをも命せらる○中 文政二年群書類從六百七十卷かた木の功なる年ころの願望はとけぬ國開てより後かく大部の書上木せしことこれにこゆるものなしこれよりさき續集のくはたてありて年を追て奇書多く集りすへて一千八百部にいたる前編千二百七十部餘合せて三千餘部なりつゝきて上木の功をおこされんとす○中 凡大人にしたかひをしへを受るなかに術を得たる人すくなからす屋代弘賢松岡辰方稻山行教石原正



明なとことにその旨を得し人ともなり

(註) 「溫故堂稿先生傳」の條

〔一三六四〕日本教育史資料  
卷十九

和學所に於て和學稽古之義一昨戊年十二月塙次郎死去仕候後は重立引立仕候者無之候に付昨亥年十一月吉田信之助其外之者共より和學稽古會頭并會頭介之義夫々申上置之趣を以相達爲取扱候處其後追々稽古人相増前々の姿にては引立方何分行届兼候に付向後日々稽古相立候様可仕と奉存候就ては是迄私共手限にて調物御用出役の内より夫々掛り役相達稽古人取締并取調等の義兼勤取扱來候へとも稽古日被相立候様相成候ては右出役掛りの者兼勤にては取扱向行届兼候間調物御用の義は除切候もの無之候ては不相成義に御座候

(註) 元治元年二月、「和學所手傳出役之義に付申上」の條

〔一三六五〕溫恭院殿御實紀

武術修業之儀は、兼々相達置候通、彌出精可致候、就中砲術之儀は、異國船防禦之要術に付、四藝同様修業可有之候、諸流之内、西洋打方之儀は、近來開け候事に付、いまだ習熟致し候者も少く候處、今般内海爲御警衛、西洋法に寄、御臺場御取建相成候は、其法術をも手廣く可被成置御趣意候間、其心得を以、西洋打方習熟之もの江申談、諸流同様稽古可致候、修業之道は、銘々心掛方に寄、及熟達候事も可相成儀に付、致稽古候上は、何も無懈相勵候様可致候、

(註) 嘉永六年九月廿五日の條

〔一三六六〕日本教育史資料  
卷十九



御旗本御家人文學之儀は寛政の度學問所御取建有之候御制度も相備候へとも講武の場所壹ヶ所も御取建無之自然御旗本御家人講武の道も相弛み且者御闕典の儀に付東西南北え振分五ヶ所も最寄宜場所御取建有之弓炮鎗劔の業十分に稽古出來候様可被遊候間場所取調早々可被申聞候事

右御書付阿部伊勢守殿御直に御普請奉行石谷周防守え御渡御口上にて御作事小普請奉行えも可被談候

(註)嘉永七年八月八日付、御普請奉行への達

〔二三六七〕徳川禁令考 卷二十五

今般厚き御趣意を以劔術槍術砲術水泳等演習之ため講武所御創建被仰出築地講武所此節御成功相成候間諸御役人始御旗本御家人并倅厄介等に迄迄有志之輩罷出眞實に修行可被致候尤當四月中より稽古相始候筈

に候條委細之儀は久貝因幡守池田甲斐守江可被承合候且又後日は部臣浪人等も修行之爲め罷出候儀御差許可相成候得共此儀は追而可相達候

(註) 安政三年三月廿四日、「講武所御創建ニ付御觸書」

〔二三六八〕徳川禁令考 卷二十五

一劔術丁日槍術半日砲術は日々何れも朝四ツ時より夕七ツ時迄稽古有之候事

但劔術砲術正月十二日始十二月十八日納槍術正月十三日始十二月十七日納何れも六月朔日より七月晦日迄朝稽古六半時より四半時迄之事

一水泳五月より八月迄四ヶ月之間朝四時より夕七時迄稽古有之候事  
但始納之日限講武所御門江掛札に而書出し可申候事

一五節句八朔七月十三日より十六日迄且遠御成濱御成有之節は稽古休



之事

一講武所におゐて稽古相願候ものは名前書講武所御玄關江自身持參致し候歟使者を以差出可申候且總裁并頭取之内最寄次第宅江差出候而も不苦候事

一着服之儀稽古始之日は麻上下平日は略服且伊賀袴股引等勝手次第之事

一講武所江罷出候は、教授方記録江名前申聞退散之節も同様相達可申事

但朝より晝迄に而退散いたし候共晝より罷出候共勝手次第且不參之節斷差出に不及候事

産穢忌中等は右明けに而罷出候節教授方江相達可申候事

一劍術槍術は仕合炮術は西洋法隊伍訓練之事

一劍槍諸道具鐵炮等用意いたしかたき分江は御場所限拜借被仰付候事

一空炮之合藥被下候事

一自分持參之道具たりとも撓は柄共總長さ曲尺にて三尺八寸より長きは不相成たんほは革にて圓徑三寸五分より小さきは相ならず候事

(註) 安政三年四月、「講武所規則覺書」の條

〔一三六九〕 溫恭院殿御實紀

海軍御取建に付而は、今般築地講武所御構内を以て、御軍艦教授所御開、阿蘭陀より獻上之蒸氣船光丸に而操練相始候間、御旗本、御家人、并悴、厄介等に至る迄、有志之輩罷出、眞實に修行可被致候、委細之儀は、御目付永井玄蕃頭江可被承合候、且又萬石以上以下陪臣之儀、主人之格別見込之者は、稽古御差免可被成候間、是又永井玄蕃頭江申立候様可被致候、

(註) 安政四年閏五月八日、「海軍操練之御達」



〔一三七〇〕日本教育史資料

卷十九

一武を講ずるは肝要なり弓劍鎗の藝を學ひ禮義廉直を基として武道専ら可致研究候事

一生質不器用にて弓劍鎗は能く致さず共五倫の道に叶ひ行狀正しく候得は恥辱とすへからさる事

右之條々一統大切に心得無油斷相勵へく候假令武に長し候共血氣放蕩にして禮義を不辨か又は武道に心懸薄く世をそしり人を輕蔑する輩は國家の害風俗の弊に成候間聊無容赦可行其罪條面々心得違なく可致勉勵者也

(註) 安政七年正月、「小川町講武所提書」

〔一三七一〕昭徳院殿御實紀

此度小川町江、講武所御引移、來る廿七日より、劍槍砲三術之外、弓術、柔術相

始候付、御旗本、御家人、并、倅、厄介等に至迄、眞實に修行いたし可申候、尤頭支配において、出精致し候様、世話可被致候、委細之儀者、講武所奉行江可被承合候、

右之趣、向々江可被相觸候

(註) 萬延元年一月十七日、「大目付御目付江相達候書付」

〔一三七二〕徳川禁令考

卷二十五

御軍艦操練所之儀以來海軍所と相唱候様被仰出候

(註) 慶應二年七月廿日、「周防守殿御渡」

〔一三七三〕徳川禁令考

卷二十五

小川町講武所之儀今度陸軍所に被仰付候御旗本御家人之面々同所江罷出砲術修行候様可被致尤御開場日限之儀は追而可相達候



右之趣向々江可被相達候事

(註) 慶應二年十一月廿日、「美濃守殿御渡」

〔一三七四〕徳川禁令考  
卷二十五

今度蕃書調所御取立に付御目見以上以下并惣領次男三男厄介に至迄經書辨書又は講釋等出來候ものは勝手次第同所江罷越修行可被致尤調所江可被申立候就而は陪臣等も爲修行御差許可相成儀に候得共此儀は追而可相達候

(註) 安政三年七月一日、「伊勢守殿御渡」

〔一三七五〕温恭院殿御實紀  
卷二十五

蕃書稽古之儀、去々辰年<sup>○安政三年</sup>十二月中相觸置候處、此節より萬石以上以下、陪臣之儀も、稽古御差許相成候間、兩文典句讀相濟、格別熱心之者共は、蕃書

調所江罷出稽古可致候、尤其主人くく<sup>く</sup>に而厚世話致し、手重に不相成様取

扱可申候、委曲之儀は、古賀謹一郎江可被承合候、

(註) 安政五年五月二十日、「伊賀守殿達」

〔一三七六〕昭徳院殿御實紀

西洋語之義、當時専ら御用も有之事に付、御旗本御家人倅厄介等右稽古望之者は、蕃書調所江罷出稽古可致候、尤居留外國人方江稽古被差遣候儀も可有之候間、年若に而人物相應之者相撰、頭支配に而も、右之趣厚く相心得、有志之者名前、古賀謹一郎江可被達候、右之趣、向々江可被達候事、

(註) 萬延元年八月六日の條

〔一三七七〕徳川禁令考  
卷二十五



御旗本御家人倅厄介等通辯稽古之儀に付而は去申年相觸置候趣も有之候處向後萬石以上以下陪臣倅厄介等も蕃書調所江入學御差許相成候間諸向共都而同所規則書之通相心得短冊之儀は調所江持參候共又は古賀謹一郎妻木田宮江差出候とも勝手次第差出候様可被致候

(註) 文久元年十二月八日、「陪臣倅厄介等入學御差許之儀ニ付觸書」

〔一三七八〕徳川禁令考 卷二十五

蕃書調所此度一橋御門外江御引移相成洋書調所と唱替被仰出來る廿三日より諸術共相始候に付御旗本御家人并倅厄介等に至る迄罷出眞實に修行いたし可申候

(註) 文久二年五月廿日、「蕃所調所改稱之事」の條

〔一三七九〕徳川禁令考 卷二十五

洋書調書之儀向後開成所と唱替被仰出候間向々江可被達候

(註) 文久三年九月三日の條

〔一三八〇〕徳川禁令考 卷二十五

於開成所西洋地理學窮理學兵學歴史等日講有之候に付有志之ものは罷出聽聞可致候

(註) 慶應二年十二月晦日、「周防守殿御渡」

〔一三八一〕徳川禁令考 卷二十五

今般横濱表語學所おゐて英佛語學傳習御開相成候に付陪臣之儀も寄宿稽古御差許可相成候間志願之者は英佛いつれ之語相學度段主人々々より可被申立候

(註) 慶應三年正月四日、「英佛語學傳習之儀ニ付御書付」



〔一三八二〕慶喜公御實紀

此度、御目見以上以下、當主、子弟、厄介に至迄、十五歳より三十五歳迄之者は、吟味之上、佛蘭西國より御雇に相成候教師より、三兵傳習可被仰付候間、志願之者は、明細短冊、陸軍所迄可差出旨、相達置候處、右は御趣意、茂有之候に付、布衣以上以下御役人之外、當主且御目見以上以下之子弟、厄介共、惣而右年齢中之ものは、志願之有無に不拘、吟味之上、三兵士官之學科、傳習可被仰付候間、明細短冊、來る八日迄に、御目付江可被差出候、尤委細之儀は、御目付江可被承合候、

但武役に無之、御目見以下之向は、短冊差出に不及候、  
右之趣、萬石以下之面々江、不洩様可被相達候事、

(註) 慶應三年十一月朔日の條

〔一三八三〕日本教育史資料  
卷十九

享保之度浪人儒者菅野彦兵衛義學問手廣く教授仕候に付、深川において拜借地被仰付、其後學問指南取扱實體に付、御褒美金被下且取續爲助成同所にて町屋敷被下置、其跡追々相續被仰付、當時信平相續罷在候得共、實は家業未熟にて名目而已に御座候、右彦兵衛之例を以、寛政之度浪人儒者服部善藏義麴町において教授所拜借地被仰付、永續御手當として同所にて町屋敷被下置、略○中此節文武共御引立の折柄に候間、教授所再建有之度、因て愚考仕候は若相應の者御座候て、教授所拜借地被仰付、町屋敷被下候ても、其子不肖又は幼年且門人の内手傳候者も無之時は、其末又々相續仕間敷假令相續仕候者に御座候ても、學業未熟にては、當時菅野信平同様名目のみに相成、何共御趣意を失ひ候儀に、御座候、因て此度再建有之候上は、廣く陪臣浪人の内にて、人體相撰右場所預け置、教授爲仕其者病氣或は身分相替り、教授難仕候節は、別人交代にいたし候は、却て永續可仕哉と被存候、右教授所は郷學同様の儀に候間、年若の者共を實體に世話仕素讀を第一



として講釋會讀も出來候程の者にて相濟可申經史博學詩文等迄備り候には及申間敷外に其者内弟子にても手傳の者差置申候得は教授方自然行届候て實用と被存候

(註) 天保十三年二月、「麴町教授所再興之儀」につき林大學頭より攝津守への進達

〔一三八四〕日本教育史資料  
卷十九

麴町教授所御再建に付松平謹次郎教授方被仰付候右教授所は小學校の儀故立廻りに書籍相應に無御座候ては指支申候處謹次郎小給の者厄介にて固より書籍乏敷候上當春居宅類焼仕尙又拂底相成候由因ては學問所御書籍の内手近き品にて數部有之候は其内を以見計教授所の置付に仕候ては如何可有之哉

(註) 天保十三年五月、「麴町教授所置付書物之儀に付」林大學題より攝津守への伺文

〔一三八五〕日本教育史資料  
卷十九

- 一 教授所讀每朝六時半より四時迄來學の者え口授致可申候事
- 一 毎月六度講釋四時より相始可申事但四書小學の内輪讀之事
- 一 講釋之節差掛り聽聞相願候者有之候共不苦候事
- 一 毎月三度輪講午後より相始可申事
- 一 右之外舊友舊門等申合候輪講會讀は午前午後并夜會共時宜に寄相催候事但經史共申合次第可仕事
- 一 他家より招待之義有之候節は罷越講義等仕候ても不苦候事并朋友方會讀等罷越候ても宜候哉

(註) 天保十三年七月、「麴町教授所」相窺候御書付」

〔一三八六〕日本教育史資料  
卷十九

一 教授所は郷學之御趣意に候得は凡て來學之者とも篤實退讓之風を專



とし世上之儀表たるへき様厚く心掛可申事  
一 出家修驗者之外は農工商迄も稽古罷出候義勝手次第たるへき事但士類之外たりとも袴着用可致候事  
一 講會之書は小學近思錄四書を専らとし其他五經周禮儀禮并諸子史類等迄力量次第講究可致候事

(註) 天保十三年、麹町教授所「條約」第一、第二、第三條

〔一三八七〕日本教育史資料  
卷二十

此度當地文學御引立ノ爲向後江戸表ヨリ教授ノ者可被差遣候間學館へハ隔日出席爲仕勤番ノ面々勝手小普請ヲ始メ市在末々ノ者迄モ有志ノ輩へ教授可爲仕候  
一 學館ノ儀ハ是迄手狭ニ付御修覆被差加出役ノ義ハ甲府徵典館學頭出役ト相唱へ格式ハ其者持格ニ應シ可申候

一 交代ノ儀ハ最初被差遣候者三ケ年ト相定メ四年目ヨリ一年交代タルヘク候

一 學頭兩人住宅ハ徵典館最寄ニテ相應ノ地所見立建家其外都テ從公儀可被成下候

一 書籍ノ儀ハ差向御入用ノ書先ツ一部ツ、モ御買入可被仰付其外官板ノ分ハ追々摺立一部ツ、收納可被仰付候

右之條々被仰渡候間可得貴意候

右被仰渡候御趣意モ不成一通候儀ニテ何レモ厚難有奉存候儀ニ有之候就テハ以後學問ノ儀ハ取分相勵不申候テハ不叶儀此上懈怠致シ候テハ恐入候儀ニ有之候間其方ヲ始メ倅厄介ニ至ル迄右厚御仁惠之程厚難有奉存是迄入學無之モノモ一統相初メ日夜無怠慢出精致シ追テ學校御普請出來學頭ノ者到着ノ上ハ一統出席致シ必至ト勤學可仕候

(註) 天保十四年正月二十六日、甲府徵典館への達



〔一三八八〕日本教育史資料 卷二十

當地徽典館素讀の儀月々復讀壹度充并春秋試業の節私共限試も仕當日  
出來不出來の品且平日出精不出精の次第取調私共限夫々褒貶仕猶又隔  
年には秋中駿府御目付當所え罷越候節素讀吟味有之無滯相勤候者えは  
夫々御褒美の品被下置難有仕合奉存候右の通御引立に付當節者文業も  
格別に相開け追年上達の者も相増此上は實地引立方行届候様仕度奉存候

(註) 安政三年八月十九日、「素讀御吟味之儀に付」甲府徽典館よりの伺文

〔一三八九〕日本教育史資料 卷二十

當今文武之儀被仰出も有之候に付當表學問之儀追々申上既に去申年中  
學問所御取建相成師範之儀は松平越中守家來森伸介と申者御雇相成支  
配向は勿論御山内寺院坊中社家樂人百姓町人共に至迄有志之者は教諭  
爲致候所追々稽古人相増學業相進候姿には候得共<sup>〇下</sup>

(註) 文久元年十二月、日光學問所につき日光奉行より林大學頭への伺文

〔一三九〇〕日本教育史資料 卷二十

每朝五ツ時ヨリ四ツ時迄素讀稽古有之候事但身分ニ不拘有志之面々出  
席不苦候事 毎月九ノ日四時揃講釋有之候事但勤士并部屋住厄介三組  
與力同心同悻厄介并陪臣社家共出席可致候尤勤士之面々ハ當御番并病  
氣差合引籠之外不參之節ハ當朝學問所へ斷手紙可差出事 毎月四ノ日  
九半時揃輪講有之候事六月七月ハ暑氣ニ付朝五時揃之事但身分ニ不拘  
有志之面々出席不苦候事 毎月九ノ日九半時揃會讀有之候事六月七月  
ハ暑氣ニ付朝五時揃之事但身分ニ不拘有志之面々出席不苦候事 春秋  
兩度講釋辨書和解問目詩作文作素讀之試有之候事但勤仕并部屋住厄介  
三組與力同心并悻厄介可罷出事 毎年正月十九日稽古相開十二月十九  
日稽古相納候事但正月十九日ハ九時揃ニテ白鹿洞揭示相講候事素讀稽



古ハ廿日ヨリ相始候事 毎月四九ノ日素讀稽古休之事朔日十五日并節句初午二月十八日ヨリ廿日迄四月十七日七月十二日ヨリ十七日迄素讀并講釋論講會讀休之事

(註) 萬延元年正月、駿府明親館「規則」の條

〔一三九一〕日本教育史資料  
卷二十

授業法ハ生徒一同團欒坐セシメ教師其坐頭ヲ占メ慇懃ニ講釋シ或ハ生徒ヲシテ講義ヲナサシメ又質疑アルトキハ直ニ解釋シ聞カシム等其順序左ノ如シ

素讀 素讀ハ孝經大學中庸ノ内適宜讀方ノミヲ授クルヲ以テ始トシ漸進シテ論孟ニ至リ次ニ五經次ニ小學ニ至ルヲ大凡一期トシ夫ヨリ他ノ學科ニ涉ルコトヲ止ムル凡ソ五閱月其間終日復讀シ一字ノ不審アルモ必ス之ヲ質ス此ノ如クスル五個月ヲ經ルノ後試験ヲ行フ

點檢 點檢ハ素讀ノ一期ヲ終へ及第セシ者ニシテ是ヨリ和漢歴史諸子百家ノ書ニ涉獵シ獨閱スルヲ以テ事トシ其義理ヲ明カニセンカ爲ニ常ニ通曉シ得ラルヘキ己ノ學力ニ應シ適宜自家ニ於テ讀過シ其中解釋シ能ハサルモノアレハ不審ノ標箋ヲ粘付シテ翌日之ヲ質問シ詳カニ了解シ得ルヲ待テ後チ已ム

講義 講義ハ專ラ四書孝經小學等修身道德ノ眞理ヲ講スルヲ以テ第一トシ間々詩經書經易經禮記春秋等ヲ交ヘ講ス其他歴史ノ如キハ左傳史記日本外史等ヨリ凡百家ノ書ニ至ルマテ毎日適宜ニ講スルモノトス其他諸生徒ヲ召集シ朱子學ニ因リ四書小學ニ限リ教授助教交番ニテ毎日午後講義ス

會讀 會讀ハ毎月概ネ六回夜會ヲ設ケ四書小學ノ專ラ修身道德ニ關スル書目ニ就キ討論ヲ爲サシメンカ爲メ生徒一同教師ノ目前ニ環坐セシメ抽籤ニテ一人若クハ二人ヘ一章或ハ二三章ヲ講セシメ一同討論ヲ開



キテ以テ誤謬若クハ全ク講シ能ハサル者ニハ直ニ面前ニ於テ之ヲ正ス  
又平素ノ勤惰ヲモ點檢ス  
詩文會 作文ハ漢文若クハ假名交リ文ノ論說又ハ通俗文ノ別ナク生徒  
ノ好ム所ニ從ヒ之ヲ作ラシメ或ハ時トシテ問題ヲ與フルコトアリ但詩  
文會ノ節ハ他ノ塾生等モ出席ヲ許ス

(註) 長崎明倫堂、「教則」の條

〔二三九二〕日本教育史資料  
卷二十

一 儒教之事一切訓導可爲摠管事 入門入塾望申出候者をは訓導手前に  
て由緒委細に相たゝし故障無之候は、望之通可相計候入塾の者は受  
人可相立候尤入門入塾之入料不相掛様可致事  
一 門外え出候節は司監え其趣可申通候他國數日之遠行司監より訓導へ  
可申出候門外は別而心を用非法無之様可致事

一 大成殿出入七ツ時可限拜見人は役人可令卿導候禮服無之輩は門内不  
相成候御文庫へは堅他人の出入を禁候事但し献納物有之候は、厚薄  
となく敬して可奠候

一 御文庫之書籍借覽の望於有之者訓導可申出候司監司籍立合可貸渡候  
尤從公儀被仰渡候通一切書籍門外不出候事

一 學寮中禮儀を守道德を慎候事は本より之儀平生謙讓儉素を專とし萬  
事官之時制に不相背様可致事

(註) 寛政五年十一月、足利學校時習館「定」第一、第二、第七、第八、第九條

〔二三九三〕日本教育史資料  
卷二十

初學舎ノ設ナキトキ村儒龜山右門ナル徳行家アリ代官以下公務ノ餘暇  
自宅ニ聘シテ業ヲ受ケ其子弟皆通學ス天保度代官古橋新左衛門屬吏宇  
佐美律右衛門教育ノ法ナキヲ憂へ百方盡力有志ヲ募リ遂ニ教諭所ヲ設



ク全五年學舎成ルニ際シ右門既ニ歿ス道話師原田道立笹井雀叟梅本魯齋儒者大原隼太郎櫻井三郎仁科源藏字津宮清記小寺廉之鶴鶴大治藤井暮庵等ヲ聘スルモ皆數年若クハ數旬ニシテ去ル就中藤井暮庵來リシトキ初テ釋奠ヲ行フ稍隆盛ノ兆アリシモ又久シカラスシテ去ル

(註) 倉敷明倫館、「沿革要略」の條

〔一三九四〕 會津藩教育考

中將様○土津神君 甚御學問を御好被成候に付御家中之諸士並町在郷之者に至る迄好學問候者間々有之候今以不失御餘風様にと思召候御家中之士庶人並子弟醫師等講習之望有之候は、被設置候講所にて可令會集候且又町之者等講習致候は、町之稽古堂にて可相學之事

一諸士之面々常々武備不可相怠候若又抽衆人勵武藝其藝品々究之或は武具人馬等相應に所持之平生身持能く軍用之貯等迄有之不意之御用

にも可相立者は奇特なる心懸に候或は武藝尋常より勝れ候者等有之は其頭横目之者向後共致見聞置家老共へ相達可訴之事  
一御家來之本道外科之醫師共其家業を可續子共に醫學を勵み醫療に可出精候凡醫術は民命死生のかゝる所其慎專一に可仕候町醫者之内にも醫術に抽功ある者は其筋々より注進致置へき事

(註) 元祿元年八月二十三日、會津藩「教令」

〔一三九五〕 日本教育史資料 卷十

近年學問所聽衆不足ニ相成別テ去年中ハ出席無之節モ時々相見得右ノ故ヲ以講釋モ自ラ相止候畢竟諸士學問ニ志薄ク其身ハ勿論父兄之制導モ無之故之義ニ相見得不宜事ニ候因茲唯今迄之學問所場所無然候ニ付此度北壹番丁へ被相移書會等モ被仰付候條何レモ無怠出席可仕品々被相觸候扱又唯今迄之通素讀講釋一篇ニテハ委敷吟味難成候條書會等モ



仕大人小人共ニ學問之益ニ相成候様可仕候此段ハ猶其方共持前之儀ニ候條外ニ心付可然儀モ候ハ、可申出候先以書會等ニテモ進メ候ハ、自ラ學問ニ進ミ候端ニモ可相成候間旁書會可相始事

(註) 寶曆十年五月十五日、仙臺藩伊達重村の養賢堂前身學問所に關する布令

〔一三九六〕日本教育史資料  
卷二

御府内學校のはしめは源敬公の儒者深田正室を京よりめして月俸十人分を給はり大津丁の下の西側の地<sup>略中</sup>を學問所となさしめ給へり正室うせて後靈峰といへる僧にあつけ給ひしに慶安三年五月源敬公かくれさせ給し後其僧も退身し學問所も廢たりしを延享五年二月浪人布施佐右衛門維安といふ儒者の願ひにより巾下御門外龍の口西にて三百歩の地并料足を給りはつかなる學問所を營み門弟等を教授なさしめ給へり其后維安故あり御國を退去せしかとも猶學問所はそのまゝ立置給ひし

を寛延二年十一月十四日源戴公明倫堂と名つけ御眞筆に扁額を書てかけさせ給へり其比より御儒者須賀吉平治安長同順次郎安貞二代明倫堂をあつかり御書物奉行松平太郎右衛門秀雲深田左市正純など補助して定日を究め堂中にて講學をなし來れり源明公の御代天明二年より長島町片端の東角もと御國奉行役所焼失の跡にあらたに學館御經營ありて同三年四月成就す細井甚三郎徳民に學館總裁を命せられ主事教授典籍書記主財謁者給事等の諸官を置給ひ明倫堂と稱すへき旨命し給へり

(註) 名古屋藩明倫堂「沿革要略」の條

〔一三九七〕日本教育史資料  
卷八

當時の稽古所追々學館に被仰付度思召爲入候間亮右衛門へ別宅被仰付候右に付稽右場諸事仕方取方善司亮右衛門申談宜敷取計可申候

(註) 寛政八年七月、中津藩にて稽古所を改めて學館となす際の倉成善司野本亮右衛門への達文の一節



〔一三九八〕日本教育史資料

卷三

舊弘前藩ニテ始メテ學校ヲ設置セシハ寛政八年夏ニシテ其以前迄ハ只藩儒ヲシテ毎月五回乃至七回四書又ハ兵書ノ講義ヲ聽聞セシメシノミナリシカ津輕寧親九世ノ時ニ當リ其支族津輕永孚ナル者始メテ學校創設ノコトヲ建議セシニ因リ藩儒山崎圖書ヲシテ往年遊歷目撃スル所ノ諸國ノ學制ヲ開申セシメ又其門人葛西善太ヲ林家ニ遣リテ學校建築ノ事ヲ諮問セシメ寛政七年春工事ニ着手シ翌八年夏ニ至リテ落成ス於是校名ヲ稽古館ト稱シ學官ヲ命シ士族目見以下ノ子弟ヲ入學セシメ其六月開校式ヲ行ヒ寛政九年二月學校ニ於テ藩主親ラ先師先聖ニ釋奠シ同年三月養老禮ヲ行フ爾來文化三年ニ至ルマテ毎年一回釋奠ス

(註) 弘前藩學校「沿革要略」の條

〔一三九九〕日本教育史資料

卷五

往昔別ニ學校ノ設ナク文學ハ家塾等ニ就キ修學スルニ止マリ武術ハ各師範家ニ於テ教授スル者トス天保三壬辰年舊藩主山名義問稱ノ世明倫館ヲ建設シ略江戶ノ儒家朝川鼎號ノ門人伊藤恭太郎ヲ聘用シ以之ヲ創メテ藩内ノ子弟ヲ教育ス

(註) 郵岡藩學校「沿革要略」の條

〔一四〇〇〕日本教育史資料

卷二

藩主石川憲之深ク儒學ヲ崇ヒ元祿十二年貳十人口ヲ以テ京師ノ碩學前田菊叢ナル者ヲ辟シ之ニ學醫ノ官ヲ授ケ常ニ左右ニ置キ經義ヲ講セシメ兼テ躬親ラ詩文ヲ學フ其益ヲ得ル尠カラサルヲ以テ未タ幾許ナラス新知百五拾石ヲ與ヘ大ニ之ヲ優待セリ於是藩士一般道ヲ敬シ學ニ向ヒ正學ノ徒續々輩出ス是ヲ龜山藩興學ノ端緒トス降テ石川總師ニ至リ先考ノ遺志ヲ繼キ亦儒學ヲ崇ヒ頗ニ斯道ヲ講明シ尋テ寛政二年重臣ト謀



リ初メテ藩立學校ヲ龜山南崎ニ設置シ藩士前田冬藏柴田右仲ヲ其教授ニ任シ其他世話役句讀師數名ヲ撰舉シ一藩士族へ講義素讀等ヲ授ケ聊カ教導ノ端緒ヲ開キ藩主總師モ在城中ハ時々臨校シテ藩士ト與ニ聽講セリ

(註) 龜山藩明倫舎「沿革要略」の條

〔二四〇一〕日本教育史資料 卷三

藩立學校ハ他ノ藩々ト異ナリ各自師範家ノ宅地内ニ設置ス建物ハ悉皆藩費書籍器械ハ生徒ノ自費文化年中ニ至リ別ニ敬學館ヲ設ク其地内ニ武藝所手習所射的場ヲ置ケリ悉皆藩費ナリ本校ハ各自師範家ノ宅地内ニ設置スル處ノ學校生徒士分以上出席修業スル所ナリ本校ハ今ノ試験場ノ如シ敬學館ハ各儒家ノ生徒日割アリテ出場ス或ハ又日割アリテ衆生一同ニ出場スルコトアリ武藝所射的場ハ一ヶ月三度ツ、師範一人毎二日ヲ異ニス尤モ武術ハ流義アリテ他見ヲ憚ルヲ

以テ文學ト違ヒ日ヲ異ニセサルヲ得ス手習所ハ月ニ三日ノ休業其他ハ每日出席スルモノトス是ハ藩士ノ嫡子十歳ヨリ十二歳マテ三年ヲ學期トス二三男ハ願ニ因テ許可ス學期右ニ同シ

(註) 二本松藩「學事上ノ諸制度」の條

〔二四〇二〕藝藩學問所記事一片 卷上

天明二年二月建學の當時は古學即ち徂徠學、宋學即ち程朱學の二派を置き、古學を東堂に講じ、宋學を西堂に講ぜり、既にして東堂を松舎、西堂を竹舎と改稱す、然るに同校内に二派併行の不可なるを以て、恭昭公の深慮に依り、學問所は全部宋學の教場とし、古學は其派儒官の邸宅、又は別に藩設の教場に於て授學せしめられたり、夫より年を隔て、古學は遂に廢せらる、

(註) 「學問所新設及び淵源と沿革」の條



〔一四〇三〕日本教育史資料

卷八

經義朱註を宗とし兼て古註を可用異説を以不可紛亂但し深造自得卓異の見所有之候は、非此限

(註) 寛政八年、中津藩學校「學規」第一條

〔一四〇四〕日本教育史資料

卷十

經書講説ノ義ハ朱子ノ集註ヲ主張スヘキ事但稽古ニハ博ク諸家ノ説ヲモ研究シ置キ萬一集註ニテ義理落着セサルカ如キハ異説ヲ以テ議論スルモ妨ナシ尤此等ハ講説畢リシ上ノ餘論トナスヘキ事

(註) 弘化元年、大野藩明倫館「規程」第二條

〔一四〇五〕日本教育史資料

卷四

堯舜以來孔曾思孟周程張朱吾邦にて山崎先生以來の學筋を學ひ其他の

學筋を雜ゆへからず

(註) 安永八年五月、新發田藩學校「示入學之徒」第二條

〔一四〇六〕日本教育史資料

卷二

學校ノ創立ハ文化八末年六七月ノ際ニシテ當時主席重職渡邊大助ノ主唱ニ依ル同十三年頃迄ハ古學即チ徂徠派ノ學ヲ主張セシカ同十四五年ノ頃佐藤一齋ノ從弟佐藤英介ナル者ヲ聘シ教官トナシ專ラ教授ニ從事セシメシヨリ遂ニ學派ヲ一變シ朱子學ヲ主張スルニ至レリ故ニ四書五經ノ素讀モ盡ク一齋點ヲ用ユルニ至レリ

(註) 花房藩學校「沿革要略」の條

〔一四〇七〕日本教育史資料

卷六

一 毎日清旦ニ盥櫛シ衣服ヲ整テ聖經賢傳ヲ熟讀スヘシ文才拙キモノハ



或ハ孝經四書ノ經文ヲ讀或ハ先覺著述ノ假名書ヲ讀觸發栽培印證ノ  
三益ヲ求テ心ヲ册子上ニ放在スル事ナカレ

一 食後ニハ射ヲ學フヘシ時過テ後鎗太刀等ヲ習フヘシ馬鐵炮ハ人ニヨ  
リ時ニヨリテ難習モノナレハ勢ニ任セテ可也武藝ハ治平ノ具戈ヲ止  
ノ義ナレハ相和シ相輔ケテ敢テ爭心殺氣ヲ挾ムコト勿レ

二 書數ハ文武ノ藝術ニ於テ其便スクナカラス時ヲ以テ是ヲ習フヘシ

一 禮樂ハ六藝ノ尤重キモノ也禮ハ心ノ敬ヲ顯シ樂ハ心ノ和ヲノヘタリ  
禮樂ヲ學ント欲スル人ハ先此心ヲ存養スヘシタトヘ禮樂ヲ學フ事不  
能人モ若敬和ノ徳アラハ事毎ニ無體ノ禮ヲ行ヒ日々ニ無聲ノ樂ヲ鼓  
セン故ニ君子ハ禮樂其身ヲ離レス

一 禮用軍用缺ヘカラス困窮ヲ恤ミ下民ヲ救フ事分限ニ應シテ可有之家  
居飲食衣服器物妻子ノ私出ニ於テハ儉約ヲ專トスヘシ略

一 朋友ノ交リ人我敬讓有テ相知陸シ溫恭自虛ニシテ益ヲ得ルヲ本トス

略

一 朋友ノ交一體ノ心ヲ存シ其困窮ヲ相救其業ヲ相助テ物我ノ私意ニ蔽  
レ便利ニヒカル、事ナカレ略

一 朋友ノ交リ過ヲ規シ善ヲ勸ヲ以眞實ノ親トス略

(註) 寬永十八年岡山藩學校花昌教場「花園會約」自第二條至第九條

「二四〇八」弘道館學則

一 古有六國史之撰、而古事記最爲舊、書紀等次之、其所載、天祖傳神器、詔敕詳  
明、爲萬世寶訓、國史之外、載籍尙有存者、亦可以資稽古、律令則經世大典、格  
式亦可備考據、東照宮及威義二公言行法令、則當今規則、而義公修史、大義  
以明、其他古今群書、亦旁羅以廣知識、皆溫故知新之事、學者勿忽之、  
一 習文武之藝者、當以文武之道爲本、不可徒爲技藝之士、天朝素尙武、而近古  
所稱武士之道者、重節義、明廉恥、文道者、敘彝倫、修德業、莫不皆出於忠孝仁



義、即文武同歸者、學者不可不知也、

一君子務實行、修己治人仁也、能行仁爲德行、而如言語政事文學、隨其才所長、以施之行事、莫非實學、是學問即事業、未嘗殊其塗、故孔門四教、文行忠信、皆其所日用實踐者、學者勿徒務高遠深奧、而後實行、

一論道宜本於聖經、而如後儒說、則以備參考、不宜先末而後本、義公嘗言、古來名賢鴻儒、各有所見、廣蒐博採、用之不偏則善、若執偏見、拘泥一隅、則儒中之異端、學者宜體斯意也、

一講經者、或博通諸經、或專治一經、各從所好、而孝經論語、則尤宜精思玩味、曲暢旁通、務施之實事、讀史者、宜如躬處其時、親遇其事、不可視以爲陳述、其他詩歌文辭、天文地理、醫卜譜牒等、各因其所長、以適時用可也、博聞多識、亦學者之一事、而其如涉雜書、習雜藝、亦不必禁、但從流忘源、甘爲曲藝之徒、亦可恥也、聖人觀於天文、所以則天地之大德、窮陰陽之變、以應天下之務、曆象授時、於人事爲尤急、若外人事、而徒說空理、則天文亦屬無用、

一論兵、所以用之實戰、運用存其人、肆武技、則以供戰陣之用、是爲武士之藝、勿逐時好、較勝劣於分寸、徒爲演場之技、戰爭之世、將士賢否不一、至於姦

雄、則暴戾殘忍、不情亦甚、而後世武人、或眩其智勇、妄稱揚之、大有害於風教、講武者、宜審仁暴之辨、尙慕義勇、以自砥礪、

一文武諸生、謹奉弟子職、以禮讓相交、以忠孝相勸、惜陰勉力、以成有用之材、中行之士、誠可貴、狂狷亦聖賢所與、斐然成章、進取之益亦多、勿闒然媚世、誤爲鄉原之人、勿諸諛放肆、甘爲無賴之徒、勿怡慢怠惰、以貽老來枯落之歎、

(註) 自第三條至第九條

〔一四〇九〕日本教育史資料 卷三

一文を學ぶの肝要は孝悌忠信の道を基として治國安民の旨に通達し國用に可立様可相勵事

一武を講ずるの肝要は弓馬劍槍の藝を學び禮儀廉恥を基として武道專



ら可致研究事

一生質不器用にして文事武藝を習熟する事能はず候とも五倫の道に叶ひ行狀正敷候へは恥辱とすへからさる事  
右條々面々大切に可意得候今度度開館の主意は直政公直孝公の遺風を守り武道盛んに弓馬劍槍に鍛練し孝悌忠信を基として禮儀廉恥を養ひ士風正敷ならしむへきたために候條一統此旨致會得無油斷可相勵候

(註) 寛政十一年七月、彦根藩學校「掟」の條

〔二四一〇〕日本教育史資料  
卷八

時習館へ罷出候面々日々出席ノ筈ニ候得共秀才ノ輩居寮仕度相願候得ハ相應ニ扶持方被下居寮モ申附筈ニ候事右ノ趣ヲ以組々支配々々へモ可申渡候事、又

一時習館兩榭ニ罷出候儀ニ付テハ今度申附候通教育ノ義等爲心得申達候

一素讀ノ事 書學ノ事 但雅俗ノ體ハ父兄存寄ニ應シ手本等ハ持

參候共勝手次第

一太刀折紙其外器物受取渡ノ事 右ハ八九歳以上十四歳迄ノ子弟ニ習セ申筈其上ニテ教育ノ次第及差圖筈ノ事

一十五歳以上タリトモ初學輩ハ右ニ准シ可申事

一算學ノ事 但若輩成人共其才ニ隨ヒ習セ申筈

一時習館ニ罷出候輩ハ儒官ノ内ノ門人ニ成可罷出候 但唯今迄ノ門人ハ改候ニ不及此以後新ニ門人成ノ衆ハ其師ニ筆紙墨扇子ノ内何レニテモ一品爲祝儀可相贈候右ノ外附届ノ義存寄次第ノ事ニ候得共祿ノ多少ニ應シ過分無之様可心得候

一成人ノ輩會讀等ニ罷出候義ハ儒官門人ノ外タリトモ勝手次第前以儒官ノ内へ可申入事

一講釋日ニ罷出候輩モ右同斷



一兩榭ニ罷出候ハ十五歳以上ノ事 但十五歳未至候共成長次第相達候趣ニ應シ入榭ノ可及沙汰候事

一馬乗形ノ事 但若輩成人共ニ未熟ノ輩ハ木馬ニテ習申筈左候テ見合於追廻馬場稽古仕セ候筈ノ事

一此以後武藝ノ師ニ門弟成有之ハ其節祝儀トシテ扇子紙ノ内一品可相贈候 但唯今迄ノ門弟ハ改候ニ不及此以後門人成ハ本行ノ通ニ相心得員數等ハ儒官門人同斷ノ事

一當時迄私宅ニテ武藝稽古ノ輩總テ兩榭へ罷出候様然共人體ニ寄無據譯有之於私宅稽古致度面々ハ學校目附迄可相達候其段拙者承届可及差圖候事

一時習館兩榭ニ罷出候刻限等ノ義ハ其師々々へ承合可申候歸宅以後或兩榭稽古日ノ外師家ニ罷越又ハ私宅ニテモ同門打寄修行等ノ義ハ可爲勝手次第候事

(註) 寶曆四年十二月、熊本藩達文

〔二四一〕會津藩教育考 卷二

一十一歳より入學し素讀の科に入るべし、但十八歳を限るべし、一月に十二會を定め十一歳より十五歳迄の者を人數半に分ち六會つゝ仕付方を學ぶべし、

一十三歳より於講所書學を修行すべし、

一十四歳より弓馬槍刀の術を修行すべし、

一十六歳より會讀或は講釋聽聞其者の望に任すべし、

一十七歳より兵學の儀差當り自己の心得に可相成儀は勝手次第に可學其餘之傳授は器量に隨ひ師範の目鑑たるべし、

一十九歳より文武の藝の内師範目鑑の上一二業偏に修行すべし、○註 但此節に至らば組合を除くべし、



一 二十二歳より學校及び武藝の出席勝手次第博く文武を學び餘力有之者は雜藝と雖も勝手次第に學ぶべし、但學候諸藝は斷るべし、

一 毎朝讀書其書は孝經論語書經詩經を先とすべし大都十人組を定め其内二人年長して尤も方正なるものを撰び是を什長とし平日の交りも其長の教に隨ひ不慎の儀無之様相心得べし學校へ往返の節は什長を誘引し罷出づべし途中に於ても他の什伍に道を譲り其他の路人といへども禮讓を以て接すべし若違亂之輩は父兄の教行届かざるに當るべし、

一 會讀講釋隔日たるべし講釋之書は孝經四書學記を先とし會讀之書は經書にては詩書易左氏春秋三類春秋史類にては史記前後漢書を先とすべし、

(註) 天明八年三月、「會津藩日新館令條」自第三條至第十二條

〔二四二二〕日本教育史資料 卷二

諸士以上之男子次三男に至迄八歳に相成候は、最寄讀書稽古所え差出讀書手跡禮節等修行可爲致候拾五歳に相成候は、學校え差出可申候拾五歳以下にても望之者は學校え差出候儀勝手次第

(註) 享保三年二月、佐倉藩「御書付」の條

〔二四二三〕日本教育史資料 卷二

一 素讀致候者毎朝六ツ半時より罷出到着順を以て名札掛け混雜不致教候者へ一禮致し靜に讀み可申候讀畢り又一禮して退くへし且着座致し候節無貴賤と出候順に教しへ可申候惣て進退靜に致し所習の書を暗誦し忘却せざる事專用に候

一 素讀本成たけ無點宜敷候自分にて假名等附中間敷候

一 素讀篇數の儀は教候者許し無之内は幾篇も讀むへし多く習ふ事を求



めす只、所習を不忘様可心掛候

一素讀の書は孝經論語詩經書經禮記易經春秋に限り孟子學庸の類も讀候ても宜敷候大概右書數相讀み候得は其餘は自分にて讀申候間常に復讀無懈怠可致候

但し十五六歳以上にて素讀相初候者は右の内何にても二三部も暗誦致程心掛候得は右力にて外の書讀め申候年齢を不恥相初可申候且年重さの者共一同罷出講釋可承候其益多かるべく候

一講釋の者孝經論語詩經書經禮記易經右六部に相限り可申候其餘は時の差略可有之候

一會讀の書周禮儀禮左傳國語其外史記漢書等追々昇達之者え會讀可爲致候

(註) 寶曆二年七月、豊橋藩、時習館規條の條

〔一四一四〕日本教育史資料  
卷八

一素讀習授候上別間に於て返讀二拾遍宛其跡にて前日習受し所を加へ又々一二返讀可被申候若無據次第有之定の通り返讀不相成候は、其譯可被申達候且又武藝稽古定日等にて先右稽古に罷越歸りに又々學問所に罷出定の通り返讀仕度存候人は勝手次第可爲候事

一素讀の儀字音字訓たしかに讀覺へ聲靜に讀み返讀跡讀無間斷何とそ空に覺候様讀可被申候一時に早く仕廻度存讀聲せわしく粗騒にて失念に及被申間敷候事

一總て讀書の節は坐つき正しく容貌引しめ心を專一にして文字を能見可被申候脇目をつかひ手遊等致被申間敷候事

一初心の衆中讀被申書は定式を立置候間師役え相尋讀可被申候總て國字の書等の内に初心の邪魔に相成類も有之候條妄に讀被申間敷候事  
一會讀は字音字訓を正し文句をさはき事の譯辨へ候事肝要に候疑しき



所は不差置相尋自分に見付たる所は他の了簡をも承可被申候相互に  
謹み謙りて争を好み被申間敷候僉儀を詰候に至るは随分無遠慮論辨  
可有之候文意を説候には詞繁からずして能分候様有之度事に候四書  
五經は新註を主として古註を兼用ひ左傳は註を主とし他書も皆其本  
註を主として先註の通にとくとすまし其上に疑しき所有之は他説を  
も取用可有僉儀候古説不吟味にて自分の説を立被申間敷候事  
一輪講の衆は辨説分明にて義理滞なく能別り候事肝要に候穿鑿の説新  
奇の説并に賤しき詞可禁候事  
一稽古衆座席段式の通たるへし  
一相門の中過り有之を見聞被致候は、相互に加異見若聽入無之節は師  
役え可被申達候相對異見をも不申候て惡事を披露し又は覆ひ隠し以  
て惡事を増長爲致被申間敷候事  
一師役の面々致方難心得儀有之は稽古の衆中より速に存寄を可被申候

遠慮被致間敷候事

一總て學問は義理を講し明め候を主意と致事に候書籍を讀み覺へ詩文  
を作字義訓詁など吟味致候は皆義理辨申ためてたすけと致す儀に候  
詩文を作書を讀覺訓詁を吟味いたし候事學問の主意と心得へからさ  
る事

一偏僻を好み國俗に戻り萬唐めきたる事を好み被申間敷候事

(註) 天明三年、福岡藩「學規」自八條至十八條

〔二四一五〕鷹山公偉蹟錄

學館學生の業は四書五經を素讀して文字訓點を正しく讀み覺えさせ、次  
第に講釋をも承りそろく義理を辨へ知りて、ちとづも身行を習慣致  
させ候て、其の内奇特なる者を御褒め遊ばさるべき事に御座候、詩文を習  
はせ申す事は心情を述べ、辭義をしほらしく作り無風雅殺風景にならず、



其の功によりて古今の治亂興廢人情の厚薄をも辨へ知るべき遊散に御座候、上手は秀才下手は不秀の差別までにて、さのみ國政の利害には與り申さず候、但し辭と申す者は申し様にて人心を感じ候事、妙なる者に御座候へば善良の心を長じ申す様に心得申したき事に御座候、狂言妄語當座の遊戯と心得申候ては利益は少く損害は多き事に御座候、損害と申すは驕傲自負の心を長じ、詩を作り文を書得ぬ人は人にて之無き様に見下し候て、夫よりは人の詩文を褒め誹り候事が面白く相成候時は、人の徳を損じ計らず害を生じ申す事古今澤山に有之り候、詩文は心に思ふ處申さずしてはゐられぬ人情に候へば、其の思ふ處よからず候と申出す言葉も傲慢不敬多き者に御座候、左候へば上手もよし下手もあしからず、必竟心の存する處は眞情を取失ひ申さざる様にと申す處が作者の本意に御座候、左候へば先づ、經書を深切によみて一句一言にても心に會得致し候事を、口に云ひ身に行ひ候様に致したき事に候、今日治世の分限を忘れ

すぐに昔の人の様になりたく存候は、大なる毒にて萬端に害を生じ申し候、書を読み見候へば人の世に立ち死するまで無難に渡り申すべく、本文は紙一枚に幾所も記しこれ有り候、それを全く身に行ひ言に出し候は賢人君子に候へども、左様にはなられざる事に候へば、一つ二つづゝも致し習ひ云ひ覚え候て、君子の仲間へ入り申したき事に御座候、入りては孝出でては弟と読み覚え候へば、及ばぬまでも之を心掛け申すべく、言は忠信行は篤敬と之有り候へば、及ばぬまでも之を守り申すべき事、此を學ぶ所に負かずとは申し候、書物にては朝夕讀覚え候へども言行は一向其所に違ひ申し候ては、盡く學ぶ所に負きたる人にて不良人に御座候、此の道理を能々辨へ申すべき事は書生の業之をわきまへさせ度と申すは師長の職分に御座候、

(註) 細井平洲の上杉鷹山に對する答書の一節



〔二四一六〕日本教育史資料 卷二

第一課句讀

句讀之要、所以詳明音訓、分別四聲也、故讀書必以之爲本、則其調也、可立而待矣、故授童蒙、或三章或四章、量其力所任、爲之限、必使之至、逐句逐讀、一往不躓而止、既退又令自反覆、誦習熟其所受者、

第二課復誦

傳曰、日月無忘其所能、童蒙之性多戲謔、意不專於學、常習其所受、猶且漏失矣、況一日溫之、而數日寒之乎、故設復誦會、以驗句讀之熟否、

第三課輪講

聖賢之微言、概而在經傳、今古諸儒、所難其解也、雖有力者、不能獨識以定其說、故設輪講會、舉一二章、一人講之、衆人論之、究其精微、探其祕奧、必折衷義理、而後始休矣、一以免固陋淺見之弊、一以奉博學寡要之戒、庶幾乎大有益乎、

第四課講說

講說有三義、一曰精、以辨字句、二曰深、以極事物、三曰廣、以審治忽、精所以教訓誥之法也、深所以博知識之道也、廣所以知政務之要也、三者學問之大體、而諸生之要務也、故師必講說、使子弟徧聽之、

第五課詩會

傳曰、不學詩、勿言、夫詩、心聲也、心之所積、必發之聲、心粗厲者、聲從而急速、心恬靜者、聲從而緩舒、急速則過之、緩舒則不及、善學詩者、斷其過、而補其不及、庶幾可以與言詩、故有詩賦會之設、以述其心情、有宿構、有席上、宿構致其練、席上致其捷、古今長短、其體從學力所任以賦焉、

第六課文會

經國不朽之典、莫若文也、君子之業、著諸天下、傳諸後世者、非文何以備哉、語曰、文學子游子夏、蓋雖聖人之徒、亦學焉、況後人乎、故設作文課、以供著述之資、書論語策、其餘大小之作、必揭題以綴之、宿構、席上、其式如詩會、

(註) 嘉永七年、西尾藩「修道館學課」の條

〔二四一七〕日本教育史資料 卷四

經書科

聖人ノ心道ト一也其旨載テ經ニ存ス後世聖人ヲ學ハント欲スルモノ經ヲ捨テ又何ニカヨラン而シテ經ヲ講スルノ要其心ヲ得テ



其道ヲ行フニアリ故ニ凡テ入學ノ士一ツニ經ヲ以テ正業トス然レトモ孔子曾テ言ルコトアリ詩三百ヲ誦シテ之レニ授クルニ政ヲ以スレトモ達セス四方ニ使シテ專ラ對フルコト能ハス多ト云ヘトモ又何ヲ以テセン然レハ世ノ經ヲ講スル者果シテ能ク聖人ノ心ヲ得テ以テ其道ヲ行ンヤ往々積ヲ買テ珠ヲ返スノ譏ヲ免レス是其學フノ道ヲ得サルノ過ナリ而シテ人ノ質得テ伺フヘカラサル所アリ今一經ニ就テ專ラ講明セント欲スル者又其資ヲ給テ其業ヲ終シム仍テ經書ノ科ヲ立但四書五經一ツニ朱子ノ定本ニヨリ他説ヲ用ス蓋シ參考ニ用ユルハ此限ニ非ス

## 兵書武技科

我皇國古ヨリ文武兼用ヒテ偏廢セス後世王道衰ヘ文武初メテ岐シ是ヨリ天下大ヒニ亂ル萬民塗炭ニ苦シムコト日已ニ久シ而シテ我東照宮外武内文遂ニ四海ヲ克定シ干戈ヲ囊ニスルコト三年而ルニ頻年外夷ノ警眉ヲ燒ヨリモ甚シ故我公襲封以來日夜孜々心

ヲ政事ニ留メ尤武事ヲ勉ム然レトモ人心久シク太平ニナレ士氣未タ振ハス或ハ廉恥ノ心ヲ失フ者アルニ至ル是今學ヲ興スノ所以ニシテ公積年身ヲ苦シメ思ヲ焦シ給フノ本意只文ヲ以テ志ヲ勵シ武ヲ以テ身ヲ固メ内皇國ヲ尊ミ外夷狄ヲ退クノ外又他ナシ是ヲ以テ經書及ヒ武技ヲ以テ士ノ本業ヲ定ム因テ兵書武技ノ科ヲ立師員若干人ヲ置

## 史料

吾皇國古ヘ紀實錄等ノ諸書アリ其史ノ如キハ舍人親王ニ始リ六國史相續テ出ツ然レトモ其後天下大ヒニ亂レ其文事ノ如キハ緇徒ノ手ニ屬シ又正史ナク特リ野乘稗官ノ見ルヘキノミ而シテ東照宮勃興シ給ヒ大ヒニ文教ヲ布テ大日本史ノ大作水府ニ始リ往々史略等出テ天下再ヒ朝廷アルコトヲ知ルトキハ國史ノ讀スンハ有ルヘカラサル所以ナリ而シテ世ノ神道者流國學者流ト稱シ徒ニ古昔ヲ談シ實用ニ暗ク皇國ノ尊キヲ知テ皇國ヲ尊ム所以ヲ知ラサルトキハ果シテ何ノ益ソヤ故ニ我公今學ヲ興シ玉フ所以ニシテ我道ハ則皇國ヲ尊ム道



ニシテ我學ノ外又國學ナシ然レトモ國史及和書ノ浩博豈一旦ノ能ク  
記スル所ナランヤ仍テ國史和書ノ科ヲ立

歴史諸子科

古ヘハ列國皆史アリ孔子魯ノ史ニヨツテ春秋ヲ作ル所

以ナリ漢興リテ史記漢書ノ作アリ其後歷代皆史アリテ君經臣緯政ノ  
治亂人ノ邪正數千年ノ事迹ヲ見ルコト猶今日ノ如シ是ヲ以テ人ノ智  
識ヲ廣ムルハ史ニシクハナシ然レトモ徒ニ事蹟ヲ記シテ其治亂興廢  
ノ理ニ達セスンハ所謂世ノ軍談者流ノ事ニシテ君子史ヲ講スルノ所  
以ニアラス況ンヤ諸子百家ニ至リテハ各其見ル所ナキニ非スト云ヘ  
トモ其學醇ナラス若我公學ヲ興ス所以ニ達セスシテ敢テ專ラ講スヘ  
キ道ニアラス其才或ハ其科ニ當リ或ハ學至ルニ於テハ教授ノ許可ヲ  
マツヘキカ仍テ歴史諸子ノ科ヲ立蓋シ秀生素讀ノ如キハ此限りニ非  
ス

典令科

夫律令式等ハ國家ノ重典方今幕府ノ御定書ノ如キ或ハ基ツ

ク所ナリ我典令多ク唐制ニヨルトキハ唐律明律唐六典等ノ如キ并セ  
講セスンハ有ヘカラス其餘古今公武一切典令又皆講スヘシ因テ典令  
科ヲ立

詠歌詩文科

詩ハ志ヲ言文ハ道ヲノス其用大也ト云ヘシ況ンヤ我國

風ノ如キ神世ヨリ神人ヲ和テ其國典繫ル所最大ナリ然レトモ方今天  
下多難ノ時ニ當リテ士ノ正業ヲ忽ニシ只歌詠詩文ニ時日ヲ費スハ我  
公學ヲ興スノ誠意ニ叶フ所以ニ非ス然レトモ餘暇或ハ朋友相會シテ  
志ヲ述ヘ情ヲ寫スハ又敢テ禁スル所ニ非ス因テ詠歌詩文ノ科ヲ立  
習書算術曆學科 書ト數ト六藝ノ一ニシテ日用ノ間一ツニ廢スルコ

ト能ハサル所ナリ況ンヤ六書八體其草體ト云ヘトモ家々派ヲ分技何  
ソ容易ナラン且國用ヲ節シテ入ヲ量リ出ヲ制ス其餘豐耗用ヲ制シ天  
文曆數凡テ軍國ノ用皆數ニヨラスンハアラス仍テ書數ノ科ヲ置

醫學科

醫ハ人命ノ繫ル所方技ト云トモ其事最モ大ヒナリ因テ別ニ



醫學館ヲオキ世醫ノ其術ニ精シキモノニ付ス  
 蘭學科 我國制シテ西洋諸蠻獨和蘭ノ通商ヲ許ス故ニ諸蠻ノ書我ニ  
 航載スル皆蘭ニ依ラサルハナシ是ヲ以テ概シテ蘭書ト云而シテ其教  
 タル幕府ノ嚴禁學フヘカラサルコト知ルヘシ然レトモ彼天文學地理  
 學軍學醫學其他火砲船軍等民生ニ益アルモノ亦少ナカラス因テ其人  
 ヲ撰ンテ之ヲ學ハシム

(註) 安政二年、福井藩「明道館科業目」

〔二四一八〕日本教育史資料 卷一

初等ハ入學ノ後先ツ小學內篇ノ素讀ヲ授ケ次ニ大學論語孟子中庸小學  
 外篇近思錄ニ至ル迄ヲ授ケ傍ラ習字并古禮ヲ科ス習字ハ片假名ヨリい  
 ろは概シテ入學迄ニ他ニテ次ニ楷行草好ム所ニ依リテ詩文章等ヲ授ケ一定ノ  
 順序ナシ習禮ハ小笠原流ノ進退坐作等ヲ授ケ右終テ中等ニ入ル中等ハ

易書經詩經禮記文選ノ素讀ヲ授ク習字ハ初等ニ同シク順序ナシ中等本  
 科ニ至リ論孟ノ大意ヲ質義セシメ粗通スルノ後ハ順序ヲ定メス用書記  
 載ノ書物中各生好ム所ヲ質義セシム上等ハ用書中好ム所ノ書物ニ就キ  
 多クハ左傳次ニ易知錄通鑑ニ及ヒ史記漢書ハ稀ナリ生徒探圖順次ニ輪講セシメ或ハ經史ノ會讀古詩等  
 ヲ咏吟セシム其他凡隔日各等科ノ生徒ヲ合シ教諭ヲシテ經書ヲ講釋セ  
 シム洋書ハ各等科生徒ノ好ミニ應シ兼修セシム概シテスベルヨリ順序  
 ヲ踏ムニアラスガラシマチ一冊以内ニテ好ム所ノ科書ニ就カシム

(註) 三田藩學校慶應年間「教授ノ方法順序」の條

〔二四一九〕日本教育史資料 卷八

詩書易禮記孝經四子左傳國語史記漢書後漢書三國志通鑑家語七書老子、  
 莊子晏子說苑文選文章軌範、右通習、可以撮道德之要、可以明治亂之概、  
 可以觀立言之變、可以通修辭之方、此之謂學之小成也



儀禮、周禮、孔羊、穀梁、爾雅、戰國策、二十二史、管子、列子、荀子、韓非子、呂氏春秋、淮南子、新序、風俗通、白虎通、太戴禮、鹽鐵論、文仲子、漢魏叢書、貞觀政要、陸宣公奏議、大學衍義并補、楚辭、韓柳文、東坡文集、二程全書、朱子大全、象山輯要、傳習錄、四十二章經、內經、右博考足以達天地之性、足以究禮樂之原、足以出入百家而馳騁古今、足以盡情偽、辨神姦而無所惑、足以先天下而憂、後天下而樂矣、如是則動而不括、無所施而不可者、此之謂學之大成也、

(註) 寶曆八年豐津藩「講習書目」の條

〔一四二〇〕日本教育史資料 卷八

講釋<sup>同三</sup> 藩主親臨シ教授助教等講義有司文武學生士庶縱聽ス 會讀<sup>同三</sup> 藩主親臨シ教授助教學生輪講有司等縱聽スル如前 輪講<sup>同六</sup> 甲寮生會教授助教ノ内會頭トナリ訓導以下輪講討論ス乙寮生丙寮生方義生成器生員外生各生長會頭トナリ輪講討論ス 輪讀<sup>同六</sup> 丙寮生以下

各生長會頭トナリ各生へ素讀セシメ音訓ヲ正ス 詩文會<sup>同二</sup> 訓導以下甲寮生マテ宿題ヲ與ヘテ詩文ヲ作ラシメ又席上ニテ作ラシム乙寮生以下ハ詩ノミ同上

(註) 大村藩「五教館則教」の條

〔一四二一〕日本教育史資料 卷六

句讀ハ孝經四書五經ニ限り其序ニ從ヒ多ヲ食ラス熟讀自然口ニ上ルヲ要ス 句讀卒業ノ諸生ハ先ツ童蒙須知ヨリ始メ小學纂注四書章句集註ヲ主トシテ聽講復讀ス而シテ皇朝史略十八史略元明史略ヲ兼學ヒ經ヲ經トシ史ヲ緯トシテ本末輕重ヲ違ヘス實學ヲ專トシ虛文ヲ抑ヘ忠孝節義ヲ勵シ文武一致ニ常變國用ニ備ンコトヲ教導ス 四書聽講復講既ニ卒ル者五經ヲ經トシ左國史漢ヲ緯トシ聽講復講ス亦本末輕重違ヘサルコトヲ要ス 大日本史逸史外史溫公通鑑通鑑綱目歷史綱鑑等此



外必讀ノ書類數多アリ教授ニ請テ各其力ニ應シテ獨看セシム 詩文  
ハ讀書ノ一助餘力アレハ學ハシム別ニ課業トセス

(註) 福山藩「誠之館教則」の條

〔二四二二〕日本教育史資料 卷六

素讀科毎日朝六ツ時ヨリ五ツ時マテ但五十ノ日休業、本科用書、孝經、大學、中庸、論語、孟子、詩經、書經、禮記、易經、春秋、史記○解疑科毎月一六四九ノ日朝八ツ時ヨリ四ツ時迄、本科用書、小學、蒙求、說苑、世說、十八史略、史記ノ類○討論科毎月三八ノ日朝四ツ時ヨリ晝九ツ時迄、本科用書、說苑、史記ノ類○輪講科毎月四九ノ日朝五ツ時ヨリ晝九ツ時迄、本科用書、孟子、左傳、國語、世說、戰國策○會讀科、本科用書、近思錄、大學、中庸、論語、詩經、書經○講釋科毎月四九ノ日朝五ツ時ヨリ四ツ時迄、本科用書、小學、近思錄、四書、五經ノ内○詩文科、本科用書隨意

(註) 德山藩「鳴鳳館教則」の條

〔二四二三〕日本教育史資料 卷四

一御家中人持以下平士並以上嫡子嫡孫之人々十五歳より二十三歳迄九ケ年之間不洩生徒被仰付候尤曾孫玄孫可爲同事附父之代番相勤候者も可爲同事候將又家藝有之人々之嫡子嫡孫は生徒被仰付間敷候但御儒者之嫡子嫡孫は可爲格別候新番小頭三十人頭坊主頭之嫡子嫡孫生徒不被仰付筈に候且又御鷹匠小頭以下之忰等は向後生徒被仰付間敷候事

一生徒年限中若親跡目相續被仰付候共人持之外は無御構二十三歳迄其儘生徒被仰付置候事  
一二十四歳以上之嫡子嫡孫も生徒相望候は、願次第第一年切可被仰付候事



一 仙石帶刀等並之人々且又御馬廻等平士並在勤之人々役懸りは除之其餘相望候者は願次第右嫡子嫡孫年限等之通り生徒可被仰付候事

一 生徒滿限之上留學相願候は、一年切可被聞召届候其上にも尙又留學仕度人々は年々相願可申事但依願被仰付候嫡子嫡孫暨在勤之人々留學之儀も本文之通たるへき事

一 生徒列之義一席之内にて三等に分ち人持嫡子嫡孫一列頭分嫡子嫡孫

一 列平士嫡子嫡孫一列に相立一列之内各齒順を以列居可仕候在勤之

生徒は引離れ罷在其内にての等級は右に準し仙石帶刀等並一列平士

一 列に相立一列之内は可爲齒順事

一 平士並以上之嫡子嫡孫於明倫堂素讀修行之人々卒業候は、十五歲に相成不申候得共生徒可被仰付候事但自分に素讀修業之人々十五歲以前卒業候は、願次第試業之上生徒可被仰付候事

一 十五歲に相成候者は素讀卒業無之とも生徒可被仰付候間尙又素讀を

も爲致可申事

一 幼學之輩教授等講解を以爲相學可申事

一 生徒指引之義一席宛其席え罷出候訓導より相勤候事

一 生徒勤學中春秋兩度宛試業可被仰付候事但一席切會讀相濟候授讀之書篇を以辨書爲致可申候尤主付之教授助教にて相撰甲乙に依て轉席可申談事

一 生徒勤學中或滿限之上も拔群之者入舍生可被仰付候事

一 遠所在住之人々嫡子等之儀は追て可申渡事

一 平士並以上之二三男等暨夫より以下御歩並迄之子弟俊異之者は別段に御取用可有候事

右生徒

一 句讀師之義是迄讀師相勤來候通會讀可仕候事但一會一書たるへき事

一 人持之内當年十五歲以上二十九歲迄之人々役懸りの外毎月會讀被仰



付候今般生徒に相洩候同組嫡子嫡孫二十四歳より二十九歳迄之人々并二三男等十五歳より廿九歳迄之者右席え可致出座候來年より十五歳に相成候人々且追々生徒御免之者も出座可爲致事但右人々二十九歳に相成候迄會讀被仰付候且又此度三十歳以上にてても是迄會讀に罷出候人々は可致出座候是迄不罷出候とも相望候者は不拘年齢斷之上可致出座候事

一御大小將會讀是迄之通たるへき事

一是迄四九夕諸組會讀之義只今迄之通被立置候條御家中之人々并生徒之外無息人暨陪臣町醫師等も罷出可申事但人持組御大小將組暨人持之子弟は此處えは罷出申間敷候且又席敷之義出座人員數見計相立可申候此席之義尤教授助教主付相勤可申候得共時宜に寄訓導訓蒙よりも助合會頭相勤可申事

一會讀之義都て圖取を以辨解可仕候列之義句讀師并人持會讀席は勤仕

之人々一列子弟之人々一列各齒順を以相立可申候御大小將會讀も向後齒順たるへく候諸組會讀は列の義不及沙汰事

右會讀

一毎月講書組當りにて聽衆罷出候義只今迄の通たるへき事  
一毎月三度兵書講釋可被仰付候出座方の儀は追て可申渡事

右講書

(註) 天保十年四月、加賀藩「名倫堂御規則」の條

〔二四二四〕日本教育史資料  
卷六

弓馬劍槍其外武藝ノ儀其力量相叶ヒ候頃ヨリ無油斷爲相學可申候縱令微弱ノ質ニテモ其歳十五六歳ニ相成候者ハ明和四年被仰出候通是非武藝爲仕追々目錄免許狀等相濟候様可仕候尤故アリテ多藝窮メ難キ者ハ一流ノ目錄ニテモ附屬ヲ受候様可仕候併目錄附屬候ニテモ其藝成就ト



申ニ無之候間猶修業可仕候且亦免許印可等相濟候者トテモ公務ノ暇ヲ以テ壯年ノ者ハ言ニ及ハス年高候テモ壯健ノ者ハ無懈出席未熟ノ者引立ヲモ可仕候都テ此後目錄免許印可相濟候節ハ掛御目附へ可申届候十五歳ニ相成武藝不得仕候者ハ病身其外故障ノ筋可申届候事

(註) 寛政四年、豊浦藩「敬業館創設布令」の條

〔二四二五〕日本教育史資料 卷五

軍學場 教科用書、足輕百ヶ條、長槍百ヶ條、旗鼓用法、一步集、續一步集、士

鑑用法、

授業方法 本場ノ授業ヲ五部ニ分チ先ツ師ノ講意ヲ聽寫シ且城制

築城ノミニ止ラス陣行ヲ修習セシメ城制曲尺合傳ヲ傳フ人ヲ初期トス次ニ

乙中甲傳事人 分度傳理地 五段傳制城 大星傳理天 ヲ順次教授ス

的場 教科用書、初傳曲尺、中傳射形目錄二、極傳免狀卷二撰要集二

授業法 初專ラ束射籠ヲ射サシメ形體粗齊ヒ然ル后的ヲ射サシム

漸ク熟スレハ曲尺傳ヲ傳フ之ヲ初等トス初傳ニ至リ始テ遠的ヲモ

兼修セシム射形全ク整ヒ乃中極意傳ヲ授ケ自在ノ作用及義理ヲ研

磨セシム技術熟練シ而后極傳ヲ授ケ專ラ心法ヲ練磨セシム且時ト

シテ京矢代ノ式ヲ施行シ或ハ鐵盤ヲ射サシメテ藝ノ成否ヲ試ム

馬場 教科用書、序目錄、仕掛卷、乾坤卷

授業法 初木馬ヲ習ハシメ然ル後生馬ヲ修ス馬場ハ六十間 或ハ講義ヲ聽

カシメ事理並會得セシムルヲ法トス級ヲ三等ニ分ツ初級ハ序目錄

中ハ仕掛ノ卷終リハ乾坤ノ卷ヲ授ク

槍場 教科用書、初等ノ書四卷、中等ノ書七卷、終等ノ書五卷

授業法順序 初中終ノ三等ヲ設ケ初等ニ於テ初等ノ書ヲ授ケ次ニ

中等ノ書次ニ終等ノ書トスル順序ナリ其他別ニ祕傳アリ呼テ唯授

一人ノ傳ト云フ初等ハ專ラ體ヲ正シ己ヲ齊フルヲ務ム中等ハ有形



ノ先ヲ教ヘ終等ハ無形ノ先ヲ授ク表術格技角藝間又其理ヲ講論ス

居相場 教科用書傳書 十二卷、傳卷 九軸

授業法 階級ヲ初中終ノ三等ニ分ツ初等ハ後ノ勝中等ハ先ノ勝終

リニハ先后ヲ會得シ而竟ニ其別無キヲ教フ又別ニ目錄傳許狀傳一  
子傳アリ 居相<sup>引</sup>格業比試間又其理ヲ講究論質ス但社家輕兵等ハ

日ヲ刻シテ之ヲ教授ス

鐵炮場 教科用書傳書 六卷

授業法 初步體樣及ヒ注目ノ法ヲ教フ<sup>近目當十五間</sup>次ニ身體ノ力ヲ齊ヘ

シム眞内傳ニ於テ大筒用方<sup>遠丁三</sup>態用傳ニ至リテ算法ヲ教フ外ニ

目錄傳許容傳アリ

捕手場 教科用書傳書 八卷

授業法 等級ヲ分テ八等トス則左ノ如シ 惣稽古、内稽古、奥内、内々、

初傳、至腑、中傳、極傳 初惣稽古ヲ授ケ專ラ體格ヲ齊フルヲ旨トス次

ニ奥内ニシテ則應變ノ業其次ハ内々ニシテ腰ノ廻リ及短劍ノ業其  
次ハ初傳ニシテ切腹介錯ノ式早繩棒杖ノ業其次至腑ニシテ短劍ノ  
理其次中傳ニシテ講義ヲ聞カシメ體術ノ理合ヲ授ケ其次ハ則極傳  
ニシテ事理明晰勝負ニ迷ハサルヲ要ス但拳法ハ從來卒ノ修ムル所  
ナリト雖トモ士族ニシテ志アルモノハ之ヲ禁セサルモノトス

(註) 廣瀬藩學校、武藝場「教則」の條

〔一四二六〕日本教育史資料 卷八

一 武藝を學ひ候事は節義奉公の道を闕へからざる士の本業不虞の備へ  
勿論の事に候仍て家中の者共旦暮無懈怠習鍊いたし其残の教授を守  
り作法を亂さず相互に切磋の心懸專要に精入相勵可申事  
一 稽古の義は諸席打交上下高卑の差別無事に候間其場を退き休息の時  
は常の座順に隨ひ禮讓厚く行義を正し聊無益の戲事猥雜の言行堅く



致間布事

一 稽古場におゐて其師を敬ひ己より長したる者を重し朋友相親自他無隔專可致鍛鍊候且流義の得失師範の能否等決して評論申間敷事  
一人々其術の甲乙長短を論し己を慢し他を嘲り強をもつて弱を侮り詰るの類是全く争論の端尤可愼の第一急度相嗜可申事但煙草吞湯の外一切飲食の具携候事堅く令停止候事  
一 他家の士流義懇望により稽古いたし度旨申聞候は、可爲勝手次第候元より師弟の昵み無之猥に他流の試等にて入來候輩は差留決して出會申間敷事但家中の者共入交り致稽古候は、應對の辭義不作法に無之失禮等致間敷事  
一 稽古定日の外たり共場所空隙の時は諸藝出精可申者格別の事に候併定稽古の者共致出席候は、無異論早速場所引取其定日の方へ譲り可申事

一 勤務の暇無之もの共早曉又は夜陰に及び候迄稽古相勵候義可爲勝手次第候尙火の元入念□等之始末疎略無之様急度心得可申事  
右の條々堅可相守者也

(註) 享和三年五月、佐伯藩「諸藝稽古場條令」

〔二四二七〕日本教育史資料  
卷七

寛政四年○註 藩主徳川治寶侍醫竹田慶安近藤健安等ノ言ヲ納レ命シテ本町三丁目ニ於テ醫學館ヲ設置シ學頭助講授讀等ノ教官ヲ置キ藩内市郷醫師ノ子弟及其門生ヲ教授セシム其後學館ヲ湊雜賀屋町ニ移轉シ文化年間更ニ館舎ヲ増築シ天保年間館内ニ施藥局ヲ設ケ當直醫及藥劑醫ヲ置キ貧民ニ施藥セシム

(註) 和歌山藩醫學館「沿革要略」の條



〔一四二八〕日本教育史資料

卷六

一 醫道ハ司命濟世ノ重職ニシテ上君親ノ疾ヨリ下貧賤ノ厄ヲ療救イタシ候事ニ候得ハ公平正大ノ心掛ヲ以テ王家仁政ノ主意ヲ不失好生ノ一端ヲ補助イタシ候様可爲肝要候事

一 學術ノ儀ハ實學ヲ以テ旨トシ空論鑿說ニ拘泥スヘカラス候事

一 藥制處方ノ儀ハ古人ノ方論ニ本キ可申自己ノ臆斷ヲ以輕ク人命ヲ試ミ申間敷候事

一 課業ノ式ハ科目ノ通順次可被相學候一家學ヲ主張シ虛傲偏執ノ弊有之間敷候事

一 讀書ノ儀ハ博采通覽ヲ旨トシ古今ヲ不論和書洋書トモ悉皆讀誦可致候方法ハ純粹簡要ニシテ日用事實ニ的切ノ處ニ着眼注意可申候事

一 十七八歳迄專一ニ儒學研究可致候第一ニ彝倫ニ明ニシテ義理ニ通曉シ易ク醫ヲ學フノ基礎ナリ尤詞藻ニ耽リ本職ヲ忘却不致候様肝要ニ

### 候事

一 醫術ノ儀ハ終身ノ一大業ニ候得ハ假令年老タリトモ廢學スヘカラス

### 候事

(註) 嘉永四年二月、山口藩「醫學所規則」第四、第七、第八、第十一條省略

〔一四二九〕日本教育史資料

卷四

醫學之儀從來漢法を以治療致來候得共近來西洋醫學追々相開必用有益之儀不少相見候間以來御醫師之儀漢蘭兼學致候様被仰出候依之當春御歸國之節坪井信良被召連筈に候間一同兼學之儀は同人え相談厚致修行候様被仰出候但町醫師之儀も本文同様相心得致修行候様可被申渡候事

(註) 安政三年正月廿三日、福井藩達文

〔一四三〇〕日本教育史資料

卷六



初和蘭醫術ヲ以テ登用シタル板上ト安及寺地強平等餘暇ヲ以テ家塾ニ於テ蘭學ヲ教授スルアリト雖トモ別ニ學習所ノ設無シ誠之館造營後館中ニ洋學所ヲ設ケ強平ヲ以テ教授ト爲シ藩士ニ教授セシム○中正弘洋學ヲ擴張スルノ意アリ藩士ノ子弟三名ヲ長崎ニ遣シ修學セシム後又藩士ノ子弟及平民ノ子弟ヲ選拔シ開成所ニ就テ學ハシム又肥前國長崎ノ人杉純道後字二ト稱スヲ登用シ洋學ヲ教授セシム

(註) 安政元年、福山藩洋學所設立記録

〔二四三二〕日本教育史資料 卷四

今度洋學所御取立に相成候處授讀之者人少に付從來醫學所に於て教授致居候面々御引揚に相成候依之兼て從學致居候生徒も明道館え罷出修行致候様被仰出候間左様可被相心得候

(註) 安政四年四月、福井藩洋學所設立の達文

〔二四三三〕日本教育史資料 卷六

此度西洋學所御改革御規則御增加御家來中入込ヲモ被仰付候御主意ハ全ク西洋諸國ノ海陸兵制沿革政事得失人物臧否等ヲ始メ當今ノ事情精密ニ致探索候テ海防ノ御用ニ相立候様被仰付候事ニ可有御座候然ハ從學ノ衆中上ノ思召厚ク被致服膺候テ假初ニモ功利譎詐ニ不陷道德節美ヲ第一トシ正大純粹ノ心掛ヲ以日夜無怠可被致勉強候

(註) 安政六年六月十六日定、山口藩學校「西洋學所日々規則」の條

〔二四三三〕日本教育史資料 卷六

- 一 海陸兵制書講釋例月三日宛ノ事但五半時ヨリ始之
- 一 文法書窮理書類會讀例月六日宛ノ事但四時始之八時終之
- 一 砲術書其外兵書類會讀例月六日宛ノ事但同斷
- 一 毎日六時ヨリ五時迄八時ヨリ七時迄授讀ノ事



(註) 安政六年、山口藩學校「博習堂稽古ノ式」第二、第三、第四、第五條

〔二四三四〕日本教育史資料

授業ノ方法順序ハ第一ニ「ワラン」文典ノ素讀ヲ授ケ後其語法ヲ教ヘ右了ツテ「カラマチカセイ」インタキス「文典ノ素讀及語法ヲ教ヘ後」スクールブツクノ素讀ト講解トヲ授クルモノトス

(註) 德島藩洋學校「教則」の條

〔二四三五〕日本教育史資料

此度國學被成御取立於學校七ノ日午後飯田七郎へ國書講釋被仰付候間有志之面々罷出致聽聞候様被仰出其段御家中之面々へ筆頭申通シニ相觸之

(註) 萬延元年十一月廿五日、鳥取藩達文

〔二四三六〕會津藩教育考

一 皇學は専ら我が聖朝の令格式律等の書を學び國憲法度の旨趣を明かにし國家治安の道に通達することを努むべし  
一 神典明法紀傳等の書を修め有職樂府和歌および歴代の雜書等に至るまで博く涉獵し治亂興廢の跡を精ふし列臣の傳を讀て人物を知り進止黜涉古今損益の意を會得し能く國體を辨へ徳を成し材を達することを旨とすべし  
一 講席著座の次第を始め出入進退に至るまで遜讓恭敬を本とし學校の掟に倣ひ決して禮節を亂るべからざるもの也

(註) 寛政五年正月定、會津藩和學所「令條」

〔二四三七〕會津藩教育考

初等 令義解、延喜式、三代格、律疏義、 乙等 同前、六國史、日本書紀、續日本書紀、日本後紀、續日本書紀



後紀文德實  
錄三代實錄

甲等 同前、文章、和歌

(註) 會津藩和學所學規

〔一四三八〕日本教育史資料  
卷三

和學局ハ本館詰役ノ内三名ノ専門家ヲ命シ専ラ生徒ヲ教養スルモノト  
ス而シテ毎月古事記萬葉等ノ講釋アリ教授ニ係リ官アリ學館長モ亦タ  
之ニ臨ム和歌ノ會アリ時々歌稿ヲ製シテ其優劣ノ評點ヲ求ム

(註) 秋田藩學校「沿革要略」の條

〔一四三九〕日本教育史資料  
卷三

和學後ニ國學ト改稱(無定員)諸士若シクハ步行ノ其學ニ達スル者ヲ以テ用掛リト  
ス○古事記六正史以下皇國ノ故事來歴ヲ教授シ兼テ詠歌ヲモ教授ス

(註) 彦根藩學校、和學教授記錄

〔一四四〇〕日本教育史資料  
卷二

右其方共和學相嗜候趣達御聽奇特之事ニ思召候此後彌致出精且和學被  
相學候面々候ハ、稽古館へ罷出可致世話候此段申渡候様被仰出候

(註) 彦根藩和學所創設の際に於ける小原八郎左衛門、村田大介への申渡書

〔一四四一〕日本教育史資料  
卷三

試業ノ制

一公試毎年四月下旬差合アル時ハ五月上旬何レニモ炎暑ニ及ハサルヘ  
シ私試ハ春三月秋八月冬十一月ヲ以テス公試ハ君親ク被遊御覽候ニ  
付公試ト名ク私試ハ重職及ヒ三司師役試ル事故是ヲ私試ト名ク  
一試書ハ素讀三字經四書小學五經左氏傳史記前後漢書無點何レモ抽讀  
其多少長短ハ其材品ニ從テ試ム  
一外舍童生十二歳ノ四月迄ニ三字經小學四書ノ素讀卒業シ公試ノ時一



字モ遺忘無之モノヲ中式トス甲ノ上ナリ但三字經大學杯僅十字二十字ヲ試ル者ハ甲乙科外ニ置ヘシ小學論孟等ニ進ミ六七十字以上ヲモ試ムルモノニテ一字忘ル、者ヲ甲ノ中トス二字忘ル者ヲ甲ノ下トス三字以上ハ第二上ル事ヲ得ス一字モ忘レサルトモ讀方ノ分明ナラス平日上學ノ日數少キ者是ヲ乙ノ科トスヘシ尤十二歳ノ四月迄ニ易書詩禮ノ内一册以上授リタル者ハ俊秀トス公試ノ節衆童ノ右ニ出シテ試ムヘキナリ

一 外舍生十四歳ノ秋試ノ時迄ニ易詩書禮ノ素讀卒業シ秋冬二試猶亦翌春ノ私試ニモ一字ノ忘失ナキモノヲ中式トス甲ノ上也但四經ニテハ一齊點本ニシテ壹枚半以上試ムヘシ一二字忘ル、者ヲ甲ノ中トス然レトモ考ヘテ讀過スルモノハ一字モ忘レストモ甲ノ下タルヘシ一二字忘レタルカ又ハ度々誤リテ傍ヨリ咎ラレ漸ク改テ讀終ルハ乙科トス尤十四歳ノ秋迄ニ四經卒業シタル上猶亦左傳一二册モ業ヲ受ケ秋

冬二試ニモ左傳科ニ上ルモノヲ亦俊秀トス内舍生ニ先テ試ムヘシ

一 内舍生十五歳以上ノモノ童生トモ異ナレハ假令試ハ四書ノ内タリトモ童生同前ニ字數ヲ短少ニスヘカラス左傳以上ニ之レナクテハ假令ヘ忘レモ誤リモ之レナクトモ第二上ルヲ得ス

一 内舍生ハ都テ十五歳以上ノ者ナレハ其時課業トシテ讀掛リタル迄ノ書ノ中ニモ抽讀セシムヘシ兼テ今度ノ試日ニハ此書ニテ是ヨリ是迄ノ中ヲ試ムヘキノ間差出スヘシト達置生徒ノ隨意ニ讀シムヘカラス但其才器ニヨリテハ二試ニモ三試ニモ及フヘシ又ハ半迄モ讀至リタルニ餘リ誤失多クハ半ニシテ止ムヘシ

一 講義ノ試ハ訓詁失ナク言簡ニシテ旨明カナル者甲ノ上ナリ中間言語跌キアリテモ大義ニ能ク貫キタル者甲ノ下タルヘシ訓詁一二失アリテモ大義ニ於テ害ナキ者乙科タルヘシ

一 公試一場甲科ニ上リシヲ一分ト定メ輕賞アルヘシ三年打續テ甲科ナ



レハ積テ三分トナシ五年續ケハ五分七年續ケハ七分ナリ倍テ又私試  
 三場打續上第ナレハ公試一場ノ一分ニ相當リ可申候公私ノ二試ニテ  
 積テ五分ニ至レハ御賞賜可有之一日ノ工風タリトモ勉強致シ相進ミ  
 候丈ケハ御取扱モ相進ミ可申尤モ秋冬春ノ試相濟候後ヨリ公試迄ニ  
 相授リシ素讀講義トモ相加ヘテ公試ノ節御聽聞被下置候事

八月試 公試ノ後ナリ八月迄ノ業試可申候事 十二月試 八月試ノ後ヨリ十一月迄ノ業試可申候事 三月試 前年十一月迄ノ業試可申候事  
 四五月ノ内公試 前年公試後ヨリ今年公試マテ授リシ業不殘合セテ御試可有之

一公試ノ節臨席ノ官御定メノ如ク私試ノ内ニモ春試ニハ御用人ヲ加フルコト是亦御定ノ如シ

一凡試業日限司成稟承シ司憲ヨリ觸出シ可申大抵二旬前ニ沙汰アルヘシ

一面附ハ訓導正佐授讀ニテ取調書記ニ筆セシメ三日前迄ニ各官ヘ差出スヘシ

一凡試業ノ節諸生進讀順上舍生内舍生ト次第ヲ立同舍ハ長幼ヲ以序トスト雖無足人以下ハ可有差別

一凡試業當日疾病事故アリテ不參ノ者ハ後チ十四日ノ間ニ必補試アルヘシ決シテ流ニ不相成公試私試トモ三司師役ニテ補試有ルヘシ

素讀試業ノ次第

三字經 全部 初年秋試 大學 半部 初年冬試 大學 半部 二年春試 中庸 十五  
迄 二年夏迄 右四次ノ業合シテ公試右卒業ニ不至者ハ章ヲ截シテ公試後皆倣之○中庸 二十 二年秋試 中庸 終 二年冬試 論語 卷一 三年春試 論語 卷二 三年夏迄 右四次合シテ公試○論語 卷三 三年秋試 論語 卷四 三年冬試 小學外篇 卷一 四年春試 小學外篇 末 四年夏迄 右四次合シテ公試○孟子 卷一 四年秋試 孟子 卷二 四年冬試 孟子 卷三  
卷四 五年春試 孟子 卷四 五年夏迄 右四次合シテ公試○易經 卷上 五年秋試 易經 卷下 五年冬試 書經 卷上 六年春試 書經 卷下 六年夏迄



右四次合シテ公試○書經下部卷六年秋試 詩經上部六年冬試 詩經下部  
卷ノ内七年春試 詩經内大雅ノ七年夏迄 右四次合シテ公試○禮記前七  
 年秋試 禮記後七年冬試 右廿六等其業卒ルニ隨ヒ毎年秋冬春夏順  
 ニ書出シ試ヲ受クヘシ尤卒業多キ者一場ニ二等三等モ兼ルモ可ナリ  
 但等ヲ躡テ進ムヲ禁ス

講義試業ノ次第

小學從稽古篇 論語首卷 論語二卷 論語三卷 論語四卷 孟子首卷 孟子二卷  
孟子三卷 孟子四卷 小學立教明倫敬身 大學全部 論孟ノ難章中庸右凡十二等  
 其研習ニ隨ヒ四時順々ニ書出シ試ヲ受ヘシ俊拔ノ者一場ニ數等ヲ兼  
 ルモ可ナリ但等ヲ躡テ進ムヲ禁ス 秋冬春ノ私試ニ春ヨリ夏迄授カ  
 リシ業合セ公試ニ試ルコト素讀ニ同シ 右課程既ニ了リ經史諸子ニ  
 及フモノハ次第節目ヲ須ヒス各所得ニ隨テ試ヲ受クヘシ 晚學ノ者  
以上 五經素讀未タ了ラストモ講義ノ試ヲ乞フ者ハ許容スヘシ 經

說辨書時勢策詩文ノ試ハ他日彬々ノ時ヲ待テ其科目ヲ詳ニスヘシ然  
 レトモ自今試ヲ望ム者隨意ニ差出スヘシ其優ナル者ニハ賞賜アルヘ  
 シ

別試

素讀卒業ノ上小學從稽古篇 講義モ亦卒業ノ者提學ヨリ申立候ハ、三司  
 教官臨席シテ其業ヲ試假令少失有之共講讀ノ業其位ニ至リ候者武藝  
 中傳ニ準シ御賞賜可有之候事

一 小學四書講義成就ノ者提學ヨリ申立候ハ、前ノ諸官臨席シテ其業ヲ  
 試タトヘ少失有之共力ノ程相見候ハ、武藝免許ニ準シ重キ御賞賜可  
 有之事

(註) 館林藩學校「規則」抜粹



試験ハ藩祖直邦下館ノ城主ト成テヨリ以來三ノ丸ニ於テ生徒ハ勿論藩士ニ至ル迄文武二道ヲ試験ス是ヲ内覽ト稱ス右終テ酒吸物等ヲ賜リ優等ノ者エハ別ニ賞與ヲ賜ル藩主參府中ハ執政代テ試験ス之レヲ見分ト云フ又十五歳以下ノ者ニ限り筆道ヲ試ム之ヲ席書ト稱ス又聯月清書シテ藩主ニ出ス者ヘハ賞トシテ筆紙墨等ノ物ヲ賜ハル文武二道ノ試験ハ年ニ兩度ト定ム尤モ臨時試験ヲナスコトアリ

(註) 久留里藩學校「試験法」の條

〔一四四三〕日本教育史資料 卷八 生徒ハ必ラス文武ヲ兼修セシメ四等士族以上ハ漢學三級四書ノ會讀ヲ終ル卒業以上劍槍間一ハ目錄一ハ免許相傳ヲ得ルニ非サレハ長男ハ家督ヲ續クヲ得ス年期迫ル者ハ五ヶ年以下ヲ延ルヲ得五等士族ハ漢學三級以上劍槍共目錄相傳以上ニ非サレハ皆前ニ同シ其二三男ノ如キハ合格ニ至ラサレハ藩主ヘ謁見ノ禮ヲ

收ムルヲ許サス

(註) 鹿島藩學校「學科學規試驗法及ヒ諸則」の條

〔一四四四〕日本教育史資料 卷八

一 稽古の衆中孝弟忠信禮儀廉耻を根本として第一師弟の親厚く相門の交睦しく眞實手厚き心立を養そたて後日御用立の基と可被致候自然親兄に粗末有之禮義を蔑にし偽飾萬意地むさき義を取行師友を輕しめ聖人の御詞をあなとり候族有之は重疊加異見承知於無之は上に申上指南斷申候事

一 稽古の衆中形義正しく物言おとなしく立廻り居すまひ物靜に總て柔和謙退を宗として專一に勤學可有之候立居振舞形義正しからず早劣の事を申或は人を推こなし無禮を取行并に遊ひくるひ稽古に怠り自由仕候事堅令制禁候事



- 一 稽古の衆中衣服身の廻の道具隨分質素なるへし美麗物すき或は異物を好むへからさる事
- 一 童子の面々は貴人并に年長の人の用事を承丁寧に使はれ可申候大人並に心得被申間敷候事
- 一 入門の節麻上下着用名札持參可有之候事
- 一 稽古の衆中毎朝五時より罷出七時切引取可被申候尤早く稽古相仕廻候衆は勝手次第引取可被申候若定の勤學不相濟内に引取申度存候衆は其譯師役え申達候上にて引取可被申候事
- 一 稽古の衆中毎日出方の節名札持參可有之候被罷出候節と引取の節と必師役え面謁可被致候事

(註) 天明三年、福岡藩學校「學規」自第一條至第七條

〔一四四五〕日本教育史資料  
卷五

- 一 兩親へ禮之事 稽古事ニ被罷出候節ハ勿論自分他參ノ節モ先ツ兩親ノ前へ行刀ヲ下ニ置据リ手ヲ突何方へ參リ候段申届候テ可被罷出マタ歸リ候節ハ右ノ如ク兩親ノ前へ行只今歸リ候段申届候様可被致事
- 一 一人ニ行逢作法ノ事 道ハ三分一左ヲ我道ト心得歩行有へシ重キ御役人ニ行逢候時ハ少筋違ニ足ヲ留謹ミ禮有へシ
- 一 牛馬杯ニ行逢作法之事 自分左へ牛馬ヲ右へ除クへシ石杯打候様之儀決テ有間敷事
- 一 御堀端通行作法之事 御城ニ向ヒ不淨杯相辨シ候儀ハ勿論或ヒハ御堀之土手ヲ傳ヒ又ハ水鳥杯居候トモ石打候様之儀無之様可被致事
- 一 兒輩互ニ禮之事 途中ニテ行逢候時互ヒニ會釋可有之喧嘩口論決テ有之間敷自分ヨリ年下ナル面々ヲ隨分慈愛シ若口論杯致シ候ハ、理害ヲ以申ナタメ可被申年下ナル面々ハ年嵩ノ申事ヲ能聞入相互ニ睦敷可被致事



一 觀所門通行作法ノ事 出入トモ込合候ハ不行儀ノ第一ニ候間一人ツツ左ノ足ヨリ跨キ靜ニ出入有ヘシ勿論後トヨリ入人ニ會釋可有之事

(註) 篠山藩學校振徳堂「躰方途中行儀之定」の條

〔一四四六〕日本教育史資料 卷一

一 凡局内ニ出入スル者禮法ヲ謹守シ一語一動ノ末ニ至ル迄貞靜ヲ要ス決シテ粗暴ナル勿レ

一 潜心默識シ以テ其業ヲ碎キ喧嘩浮薄ナル勿レ

一 教訓ノ道教學相長スルノ理ニ原キ懇懇諄復ヲ要ス鹵莽煩ヲ厭フ勿レ

一 修道ノ要互ニ切磋琢磨シテ以テ仁ヲ輔ク可シ長ヲ競ヒ短ヲ争フ勿レ

一 修道ノ本其形ヲ善スルニアラス其心ヲ善スルニアリ努メテ誠信ヲ存

シ決シテ虚邪ナル勿レ

一 妄リニ政事ヲ議シ妄リニ人物ヲ評シ政道ノ妨ケヲ爲シ風化ノ害ヲ爲

ス勿レ

一事可否アリ理得失アリ其可ト得トハ直チニ取テ則トシ其否ト失トハ

公然説論シ面従腹非ヲナス勿レ

一切差ノ方事理明晰ヲ要ス徒ラニ議論ヲ起シ贅辨ヲ費ス勿レ

(註) 館山藩立教局壁書

〔一四四七〕日本教育史資料 卷三

一 學問所は本教之地に候得は孝悌を本とし稽古人之言行在町風俗之儀

表たるへき事勿論に候篤實退讓申迄も無之禮義を專に相嗜かりそめ

にも游惰驕傲妄誕虚華のならひ相愼可申候

一 公儀御制法并時々御觸之儀大切に相守可申候

一 公儀御政事は不及申諸國之政事なりとも妄に評論不可致候

一 學問講究之外無益之雜談致間敷就中淫放猥褻之話并飲食碁將碁尤停



止之事

一交友之間信義を第一とし長幼前後輩之ついでを不失侮慢嘲戲無之様可致候平日學問事にて辯論反復に及候とも虚心順理を以無禮雜言かたく致間敷候

(註) 文政八年五月、白川藩學校「行儀規」

〔一四四八〕日本教育史資料  
卷二

- 一先年被仰出候通文武之藝術彌無懈怠可致修行事
- 一今度諸稽古道場被仰付候間朝六ツ時より暮六ツ時迄面々相集望次第稽古可仕事
- 一文武の稽古の外一切寄合申間敷候事
- 一火元入念仕廻候節面々火元心附可申事
- 一喧嘩口論相愼み相互批判等并に禮儀正敷聊も無禮無之様可相愼事

- 一諸稽古打込無隔意師匠々々罷出可致指南事
- 一世上雜談無用の事
- 一酒可爲無用事附詩會等有之時用候共不可過三爵事
- 一師匠共無依估ひ、き藝の善惡沙汰可有事
- 一相集不宜遊堅仕間敷事
- 一建具等并に竹木等に至る迄紛失無様可心付事

(註) 寶曆二年七月、豐橋藩學制「定」

〔一四四九〕日本教育史資料  
卷四

釋奠ノ儀ハ學校ノ大禮ニ候處本朝ニ於テハ未タ明備無之大概人々ノ胸臆ニテ執行候様被考候依之古今ヲ斟酌シテ國風時態ニ適當致候ヲ御折衷被成度旨被相心得早速穿鑿取掛候様被仰付候但年々兩度三月九月學神祭典ヲ行ヒ役員等へ神酒及赤飯ヲ給ス



武神ノ儀ハ左ノ通越前敦賀氣比ノ宮ノ御祀リノ事ニ御評決相成候處未  
タ實施ニ不及相濟候 氣比宮 足仲彦天皇 氣長足姬命 保食太神  
日本武尊 譽田天皇 武内宿禰命 玉妃命

(註) 安政四年五月十七日、福井藩學校「祭儀」の條

〔一四五〇〕日本教育史資料  
卷三

聖廟ノ設ケナキヲ以テ釋奠ノ禮ナシ校中上段ノ床間ニ聖像ノ一軸ヲ掲  
ケ毎年二月丁日ヲ以テ神酒洗米ヲ供シ諸職員禮服(繼上下)ニテ拜禮シ之  
ヲ以テ釋奠ニ充ツ

(註) 本莊藩學校「祭儀」の條

〔一四五二〕日本教育史資料  
卷四

安永二年利興ノ世富山城外郭ニ廣徳館ヲ建尙ホ聖廟ヲ設置シ儒官吉村

善右衛門維時ヲ江戸ニ遣シ昌平校ノ祭儀ヲ傳習セシメ之ヲ約シテ同五  
年二月上丁ノ日始テ釋菜ノ禮式ヲ行フ爾來毎年春秋二仲上丁ノ日祭儀  
ヲ執行ス祭ル所ノ聖像ハ則明人謝時中ノ畫ナリ享和二年七月從來ノ釋  
菜ヲ更テ釋奠トナシ尤藩主在城ノ節ハ祭儀中廣徳館ニ相詰メ尙拜禮ノ  
時白銀若干ヲ獻納ス但不在城ノ節ハ老臣等ヲシテ代理ナサシム又釋奠  
ノ節ハ闔藩士族以上必ス拜禮ヲナサシメ及ヒ白銀若干ヲ獻納セシム

(註) 富山藩學校「祭儀」の條

〔一四五二〕常陸帶  
下卷

武甕槌の神は武神にてまします、文武の學校に武神をのみ祭り給ふはい  
かゞかと疑ふ人もあらん、是は深き思召あることにて親く仰せを蒙むれ  
るものにあらざれば其由を知る可からず、君の仰に漢土の學校は必孔子  
を祭る、孔子は聖人にて人の標準とする所なれば誠にさる事なり、されど



も神國にて孔子をのみ祭らんには神皇の道を捨て漢土に従ふに均し、神は斯道の本にて孔子の教は斯道を助け弘むる爲なれば先に神を祭りて道の本を崇め次に孔子を敬ひて此道のいやまし盛になりぬる由を示すべし、ある諸侯の國にて學校に吉備公と菅公とを祭りしと聞く、一とわたりは聞えぬれども何れも漢學を弘めたるのみにて道の根本とはいひ難し、殊に菅公は忠誠の人なれども吉備公は識者の譏りを免れ難き人なればかたがた事足らぬわざなり、斯道の源はかしこくも天祖皇孫より起りて代々の帝を歴てます、明かになりぬれば神國の學校にて神皇を崇め奉らんこそ孔子の道にも叶ふらめ、されどそれは天朝にて學校を脩め給はん時の事なり、人臣としては天子を祭る可からざる事、聖人の禮にて延喜式にも其事あり、神皇の大業を助けまいらせし神を祭りなば源に遡り本に報ゆる道にも叶ふべし、我常陸なる鹿島の神は皇孫降臨し給ふ時、大功ありし神なればいざ此神の御靈を鎮座しめ侍らんと仰にて武甕

槌神をば祭り給ひぬ、さて孔子の廟を營み給ひけるに先聖至聖大成至聖文宣王などいへる文字をかきてあらまほしき由申上し人有りけるに魯國の大夫にて千百年の後まで世に貴ばるゝは聖徳ましませし故なり、何ぞ後人の稱號を用ひん、大成などいへるは蒙古の主の捧げし號なれば孔子の心にもかなふまじと仰られ、その職の人々に計り給ふにいかにも孔子とのみ有りて孔子の徳は尊く有りなんと申上しかば御自ら神牌に孔子神位と記し給ひぬ、

(註) 「弘道館を建て給ふ事」の條

〔二四五三〕日本教育史資料

卷九

聖廟庠舍の儀家中の者文武の兩道相學人倫綱常の道正鋪如睦甲冑共用達候人物令出來四民安泰仁義の大道相趣候様先祖經營爲有之儀候然者創業の深志無相違繼述候事我等第一の本務候條家中何れも講學無怠慢



通可相勤事

(註) 佐賀藩「東原庠舍學制」第一條

〔一四五四〕日本教育史資料  
卷九

- 一 學生始入門、行束脩之禮、有差、師乃相率詣聖廟、退而授之業、
- 一 生徒在學、各以其等列序齒、勿敢有挾貴長侮卑幼、勿敢有不遜而犯上、壹是皆禮義相先、
- 一 內生每日輪代二人、掌晨夜擊鐘、及灑掃堂舍、供給茶湯等事、
- 一 味爽鐘鳴而起、盥櫛整衣服、共列師前、行拜禮、而各請益肄業、坐必端正、文具宜檢、夜課既竣、復拜如初、然後乃寢、若夫篤志勤業者、不在此限、
- 一 朝食以辰牌、飯在未辰之交、夜則初更爲期、每須守禮遵度、
- 一 外生每日上堂就課、在巳牌前、將命者二人、及後至者一人、掌洒掃等事、至未牌而散、乃若朝夕散堂、亦以來晏者、給掃除、課中及往來途上、不許喧譟放逸、

- 一 凡課業自卯至辰、巳至未、酉至亥爲正當、先講明經義、而及子史、雖課餘時、必有事焉、要須惜陰、如夫群於詩會於文、則有別課、
- 一 設經筵、月次、期在二六九之旦、至臨時講說、及六藝諸術、亦當分期、月再考書課、歲再試藝術、以行動懲、于文于武、各宜進益、勿有逋負、
- 一 朔望諸節、學職以下、皆當謁聖廟、勿或怠廢、本日休課、使寄宿生各歸省其父母、
- 一 凡學生無科之高下、與職之有無、至慎在火、嚴禁在酒、及出入假告、事々皆有法、違者是罰、亡論佚游宴樂戲慢淫媒、須知凡百玩好、皆妨志業、如有不從師教、而敗類亂德之徒、其放黜之、不得再入學矣、
- 一 右特係日用恒規、過此以往、凡聖賢千言萬語、遠且大者、孰非學、則苟能日夜講求、以實踐力行、則將有所成就、亦何曉々、

(註) 佐賀藩「東原庠舍規則」

〔一四五五〕日本教育史資料  
卷九



- 一 學派ハ國學ノ通純粹朱說ヲ守ル
- 一 諸生素讀ハ孝經小學四書五經追々左國史漢ト讀セ五經讀掛リシ比ヨリ小學講習致サセ夫ヨリ四書研究其力ニ應シ五經左傳歷史諸子賢傳等會業相定メ尤民間子弟多クハ習字素讀而已ニテ退校農業致サシムル故專ラ孝悌忠信之道ヲ着實ニ講究致サセ實行ヲ本トシテ俊秀ノモノハ其餘力ヲ以テ博文ニ導キ詞章ニ及ホサシム
- 一六 四時ヨリ講堂出座講釋終習字所九ツ半時マテ習字復讀〇二七四時ヨリ習字所出座習字清書復讀九ツ半時マテ〇三八 四時ヨリ習字所習字新讀九ツ半時マテ八ツ時ヨリ習藝齋出席〇四九 四時ヨリ習字所習字新讀九ツ半時マテ〇五十 休暇浴 右日課之外諸生ノ望ニ應シ教授諸書師自宅ニテ會讀ヲ修シ五十休日ノ外毎日七ツ時ヨリ一時休憩其餘ハ朝六半時ヨリ夜四時迄會業寸暇ナキ様勉勵セシム
- 一 正月十九日讀初ノ節ハ岡山ヨリ總奉行並諸役人來校當校役人諸生共

- 講堂へ列座孝經經文教官擊柝發聲衆同音ニ讀終教授役首章ヲ講シ巽斗ヲ授ケ校厨ニテ一統へ饌ヲ賜フ
- 一 春秋釋菜春ハ岡山學校秋ハ當校ニテ執行尤此時モ讀初之通岡山ヨリ諸役人來校 大成殿儀節夫々舊典有之祭畢テ講堂へ總奉行以下諸生マテ列座學庸論語開卷一章教授役之ヲ講シ神酒ヲ授ケ校厨ニテ一統へ饌ヲ賜フ
- 一 講堂講釋一六之日四書循環ニ教授役之ヲ勤ム
- 一 毎月朔旦習藝齋ニテ白鹿洞揭示講釋讀書師大生等輪番ニ講ス
- 一 朔日習字所ニテ文字札取ラシメ其讀書記憶ノ力ヲ試ム事岡山學校ニ同シ
- 一 習藝齋三八ノ日講釋五經並賢傳類讀書師輪番ニ相勤次ニ大生講習一座ツ、修業
- 一 習字所日々教授見届讀書師習字師出勤小生習字讀書大生讀書共致サ



セ尤讀書ハ竹圖ニ諸生名前書付讀書師へ分配致シ其人數呼出シ二人ツ、授讀セシム

一學房一局々々大生小生見合四五人程ツ、一所ニ差置每局大生一人頭分相極諸事取締リ致並小生句讀ヲモ授ク

一諸生讀書教授讀書師家々ニテ月ニ十二度ツ、會業相極四人ツ、順番ニ授讀セシム

一一ノ夜教官宅ニテ六ツ時ヨリ一時ノ間諸生試讀致サセ小學四書五經各三四人ツ、一組ニテ讀合致忘字間違互ニ正シ合甲乙ニ隨ヒ席順ヲ定ム

一二ノ日詩會月ニ三度宿題出シ候事

一毎月十五日文會ヲ開

一習字學業格別出精ノモノ年末ニ相改教授役見届役ヨリ岡山學校總奉行へ申達爲賞賜銀子及ヒ書籍ヲ下賜ス

一文庫ノ書籍諸生望次第之ヲ貸與ス

(註) 岡山藩「閑谷學校入學規則」抜粹

〔二四五六〕日本教育史資料  
卷九

漢學、筆道、算術、槍術、劍術、弓術、馬術、生徒入學ノ期ハ文學ニ在テハ八歳ヨリシ武術ニ於テハ十二歳ヨリセシム而シテ其入學スルトキハ同時師範家ニ問禮スルノ慣例ナリシカ別ニ之ニ係ル定規アルコトナシ且其生徒ノ訓條罰則等ハ今徴スヘキモノ無ヲ以テ之ヲ詳ニセス然レトモ在學中怠惰等ノ行爲アルモノハ時トシテ數日間若クハ十數日間自宅ニ蟄居セシメテ其外行ヲ禁シ尙其父兄ヲシテ進退ヲ伺ハシムル等ノ處分アリシナリ生徒ノ四書五經ヲ了讀シ其大義ヲ略解セルモノハ領主一歳ニ一次之ヲ座側ニ延キテ諸役人ト俱ニ試験シテ褒賞金ヲ與ヘ拔群ノ者ニハ特別ニ時服禮服等ヲ與ヘテ之ヲ賞ス武術試験ハ春秋二期ニ行ヒタレ共其模様詳カナラス生徒ニハ必ス文武兩



道ヲ兼修セシメ其一科ヲ專修スルコトヲ許サス然レトモ其學ノ殊ニ衆ニ拔ンテタルモノハ必スシモ之ヲ兼修セシメサリシナリ

(註) 伊賀國名張學校「學科學規試驗法及ヒ諸則」の條

〔二四五七〕先哲叢談續編卷五

土肥默翁、名政平、字政平、號默翁、一號自觀居士、通稱左仲、越後人、○中略延寶中、僑居下谷廣德寺門前街、講說三體唐詩、古文眞實、文章軌範等書、每上其筵、聽受者數十百人、雖少時不下五六十人、每人至月盡日以錢二百文爲謝儀、世之所謂賣講者也、當時講習文學教授子弟者、未甚多、可以觀矣、自是而後、駒籠吉祥寺門前街、芝増上寺門前街等處、處處皆有此事、其舉胚胎於默翁、產出於藤東野、石筑波生、長於千葉藝閣、松村梅岡、名延年、字子長、稱多仲、江戸人、老成於井金峩、原狂癖等、至今不絕、

〔二四五八〕日本教育史資料卷二十四

四塾アリ一塾ニ監儀一人宛都合四人ノ監儀ナリ塾頭ト極タルモノナシ監儀ナルモノ都テ塾務ヲ監理ス岡松氏辰吾ト稱ス肥後熊本ノ人今東京ニ在リ在塾ノ節ハ講習ノ事ハ擔任スルモ塾頭ノ名目ニハアラス素ヨリ四塾ノ内ニハ居ラス師家宅ノ内ニ小室アリ岡松氏并松田氏稱青溪日出人及ヒ近方ヨリ來學少年生徒十數人之ニ居ルハ別ナリ午前上等生ノ輪講ハ此室ニ於テス下等生ノ輪講ハ塾ニ於テス上等生ノ内ヨリ輪次會頭ヲナス或ハ上等生ノ内數名岡松氏ヲ主トシテ諸子百家等ノ書ヲ會讀スルハ便宜ニ之ヲ爲スコトモアリ在塾生課業ノ旁僧侶ノ爲メニハ首楞嚴經ヲ講習シテ之カ註釋ヲ作ラシメ醫生ノ爲メニハ傷寒論等ヲ講習シテ之カ註解ヲ作ラシムル等アリ註解ハ皆萬里ノ是正スル所ニ係ル月ニ數次日出前大夫帆足庸齋伊藤某ノ發起ニテ杵築及ヒ八坂邊ヨリモ四五人在塾上等生數名等ニテ會讀アリ萬里臨席午前ヨリ午後ニ至ル終日會ヲ爲スコトモアリ



(註) 帆足萬里私塾「同約」の條

〔二四五九〕日本教育史資料  
卷二十四

學問の本は身をおさむるにあり心つゝしみをわすれず禮義をおこたら  
ざるへき事 學問の要は人倫をあきらかにするにあり各その道にし  
たかひてたかへざるへき事 學問の道はしるとおこなふにありかな  
ら才能しりよくおこなふへき事 經書を第一とし其次は史その次は  
諸子百家雜書に及ふへき事 文章は我言を立意を達するの用なり詩  
は我情を咏し興を寄るの具なり餘力を以てつとめはけむへき事

(註) 脇愚山私塾「同約五條」

〔二四六〇〕日本教育史資料  
卷二十四

一學問者君子進修之道ヲ學フ事ナリ故ニ博學ニ誇リ浮華ニ趨リ長者ヲ

凌犯スル等之事堅ク相愼ミ實學ヲ本トシテ相互ニ愼ンテ課業ニ精ヲ  
入ヘシ

一朋友之交禮讓信義ヲ專トシ先輩之人ハ後輩ヲ愛憐シテ懇ニ教示シ輕  
侮スヘカラス後輩ハ先輩ニ疑ヲ質問スル身ナレハ殊更禮ヲ厚クシ無  
禮之筋無之様愼ムヘシ

一讀書課業五等ニ分チ毎月試験シテ月旦評ヲ設ルハ修業懈怠ナカラシ  
ムルノ法也銘銘其身ニ反シ求メテ精勤シ爭忿妬嫉之意聊モ心ニ挾ム  
事ナカレ

一朋友會集之節經史詩文ノ討論評權ヲ專務トシテ聊モ淫亂猥褻ノ談ニ  
及フヘカラス

一晝夜共ニ妄ニ門外ニ出ル事ヲ禁ス若無據用事アラハ師ニ告クヘシ  
一塾中並ニ庭中輪番ニ朝夕掃除怠ルヘカラス洒掃之義モ聖教ノ一端ナ  
リ鄙細之事トシテ廢スヘカラス







〔一四六三〕新論

愚老門人教育を始しより、三十五六年に及、其の教方時に隨ひ少々つゝ變革致候、是は必しも舊法惡しきと申に而は無之、諸生之風儀時に隨ひ變轉有之に付、教方も亦隨而變候、此十二年以來、上等は試業を專にいたし、中下等は會讀を主とし、人によりては、試業致候と申處、大略に而候、其通に而、相應に稽古も出來、上達之者有之候處、近年に至、漸々と弊風を生候、試業に出席之者は、一月九日之會日を勤候而已に而、平日は讀書作文等之課程一切無之、會讀に出候者は、素讀も得と不致、只會讀而已を務候に付、三級四級に至候而も、實は左傳史記等の句讀も出來不申類、多有之候、右之通に而、席序のみ進候而も、有名而無實と申譯に而、世上の笑を不免候、近來は、其評判往々に人一口に承及候、是はあながち諸生之不心得と申には無之、其本は、教方之不行届より起り申候、兼而の愚按に而は、試業は一月九度に候得共、其中にて甲科を占め候望有之ば、是非とも、其前後出精可有之、又會讀に而、

文義通し候位ならば、句讀は勿論其内に籠り候と存候處、初は如何にも積りの通に參り候得共、後々に至而は、追々と意味クイチガイに相成候、何れ此處に而は、又一變可致儀に候、既に先年愚著之再新錄に、諸生課程、務外而廢内取名而捨實、今欲矯之、而卅年舊習、不可遽變、須善巧方便、誘之以離虛名之地、而入實踐之域也、と申置候、愚老此處に心付き候も、昨今の儀に而は無之候、因而此節新に句讀之試、輪讀之試、輪講之試等之科目を設、猶又上等には、一級々々、詩文課程之員數を定候、付而は、右存立之大意を、一同に申論候、

(註) 廣瀬淡窓、咸宜園「新論」の條

〔一四六四〕日本教育史資料

卷二十四

塾主ノ行事及著書藏書 塾主廣瀬求馬幼年學ニ志シ家ヲ弟某ニ讓リ筑後隱士松下某ニ從學シ十七歲筑前ノ龜井道載父子ニ從ヒ一年ニシテ歸郷獨學廿四歲瓊林莊學舎ヲ市東ニ開キ童兒ヲ教フ生徒日ニ集ル乃遷



テ堀田村ニ居リ塾ヲ開ク名テ咸宜園ト云フ生徒年ヲ逐テ益進ム毎年新ニ門ニ入ルモノ百人内外トス略中

授業大概 生徒ノ階級ヲ十級ニ分チ最初等ヲ無級トシ無級ヲ除クノ外毎級上下二段ニ區別シ合計十九段トシ四級上以下ヲ下等生トシ五級下以上ヲ上等生トス上等生ノ内七級以下ヲ上ノ下トス而シテ下等生ハ専ラ輪讀輪講會講等ニ從事セシメ毎會々頭上等生ヲ以テ之ニ充ツヲ置キ其優劣ヲ判シ之ニ相當ノ點ヲ與ヘ其點數ニ因テ階級ヲ進ム上等生ハ一月ノ内二日ヲ書會トシ楷書ニテ七行十六字太平廣記ヲ寫サシム三日ヲ句讀切トシ二日詩會トシ二日ヲ文會トス名ツケテ試業ト云ヒ香三線ヲ限リテ之ヲナサシム毎會監督アリ七級以上ノ生徒之ニ充ル之カ取締ヲナシ師匠自ラ其巧拙ヲ評シ又相當ノ點ヲ付シ其點數ニ因テ昇級セシム而シテ上等生ニ限り別ニ消權ト云フモノアリ經書ハ講セシメ歴史ハ暗記セシム各級豫定ノ書籍アリ尤モ五級生ハ都講之ヲ檢シ六級以上ハ師匠之カ審査ヲナス譬ヘハ六級上ヨリ七級下ニ進ムニ其進ムヘキ相當

ノ試業點アルモ該階級ニ當ル書籍ノ講義或ハ暗記ヲ了セサレハ之ヲ權トス故ニ其講義暗記ヲナスヲ以テ權ヲ消スト云フ已ニ權七級下ニ進ムモ尙消權ヲナサスシテ又七級上ニ至ルトキハ二權トシ又八級下ニ達スルトキハ三權トス三權以上ハ試業即チ前ノ諸會ニ臨ムヲ許サス消權ヲ專務トセシメ其權ヲ消却スルノ後再ヒ試業ニ臨マシム林外ノ晩年四級下ヨリ四級上ニ移ルトキ下等生ヲトモ蒙求ヲ暗記スルノ一科ヲ加ヘタリト云フ

(註) 「廣瀬建私塾」の條

〔二四六五〕授業編卷之四

抑惺窩先生ヨリシテ後京師ノ學匠講說ヲ宗トシ師弟ノアイダモ嚴重ニシテ其徒ノ師ヲ信ズルコトモ厚ク講釋ヲキクニモ必キ、書ヲ丁寧ニシテ世上ノワルロニイフ、先生コ、ニ於テ一咳スト云マデモ、記スルナラハシニテ、其コロ中島先生ナド云シハ、諸州ノ書生ヲ多ク集メ、所謂舌耕ノ席



ヲ開クトイヘドモ、サノミミダリナル事ハナカリシナリ、然ルユヘニ、物學  
ブコトナキ世俗マデモ、何トナク學者ハ敬スベキ事ノヤウニ覺エ、尊貴ノ  
學者ヲ款待アリシスガタモ、今時トハ大ニ違ヘリ、然ルニ護園○菰生ノ學起  
リ、過激ノ言多ク、ヤ、モスレバ洛儒々々トイヒ、其抗顔人師ト稱シ、叨リニ  
自ラ尊大ニスルナドト非議シ、又講釋ハ益ナキ事ノヤウニ云、輕俊ノ輩、風  
靡雷同セルヨリ、學風一變シテ、講釋ノモヤウ大ニカワレリ、其故イカニト  
ナレバ、徂徠既ニ講釋ハ益少シトイヘリ、サラバ徂徠ニ從遊ノ人ハ、師說ヲ  
守リ、講說ヲナシテ人ヲ集ル事ハナサマルトイヘバ、左ニハアラズ、中ニモ  
南郭ナド、赤羽ニアリテ、左傳、唐詩選ヲ講ゼルニハ、其席ヘ出ル人、殊ニオビ  
タゞシク有ナリ、是モ時勢ノヤムコトヲ得ザルニテ、高名ノ下ニハ業ヲ請  
者多ク、一人々々ヘハ、解説モシガタケレバ、コレヲ一席ニ集メテ、講釋セザ  
ル事アタハズ、又一ツニハ、仕ヘテ俸祿ヲ得ルニモアラザレバ、姑ク耕織ニ  
代ルニ、是ヲ以テスルモ餘義ナキコトナリ、然レドモ講說ノ席ヲ開ケバ師

說ニ違フ、師說ニ違フトイヘドモ、其勢ヒ講說ノ席ヲ開カザルコトアタハ  
ズ、此ニ於テ更ニ說ヲナシテ曰、我洛儒ノ抗顔人師ト稱スルニ倣フニハ非  
ズ、タゞ是ヲ以テ衣食ノタスケトシ、耕織ニ代ルノミナリト、是ヨリシテ、講  
釋ヲスル人モ聽人モ、其様子大ニ變ゼリ、イハゞ京師ノ宮寺ニテ、軍書ノ講  
談ヲナス輩ノ席ヘ、人多ク集ルニサノミ異ナラズ、委シキコトハ余○江村ガ  
說ヲ待ズシテ、親シク見及ビ聞及ビタル人、今モ多カルベキナレバ略シヌ、  
タダ東都ノミ然ルニハ非ズ、京師ヘモ東方ヨリ來リテ其說ヲ唱ヘ、其席ヲ  
開ク人前後絶ヘズ、タゞ縫掖ノ士ノミニ非ズ、沙門ニシテ其業ヲナセルモ  
少ナカラズ、雪巖梅山ナドイヘルハ、殊ニ一時ノ名高ナリシ、此ニ於テ諸州  
ノ生徒、又世ニ云所化僧ナド、其禮節モナク、隨便ナルヲヨロコビ、多ク其席  
ニ集ル、タゞ唐詩左傳ノミニ非ズ、經書ヲモマジエ講ズ、其クハシキ事ハイ  
フベカラザルニ至ル、是モ時勢ノ然ラシムルニテモアルベキナガラ、其由  
ルトコロ無キニ非ズ、タゞ世ニ朱子學ト稱スル先生ノ席ナドハ、今ニ昔ノ



規則ヲ存スト云、

(註) 「講釋第一則」の條

〔二四六六〕 詩文國字讀

愚老<sup>〇我生徂徠</sup>嘗て初學の爲に、學問之法を相定、最初に長崎様の學を致さしめ、教るに、中華の俗語を以てし、誦へしむるに唐音を以てし、翻譯するに日本近世の言を以てして、一字くの上を、和訓を以て逐ず廻讀をなさしめず、始はきれくなる二字三字にて、一句をなすものを以し、其後一部の書をなせるものを讀しめ、長崎様の學問最早成就し、始て中華の人と一體に相成候、是よりして次第に、經書諸子歴史文集之四部の書を讀候は、碍なき事、破竹のごとく可有御座候

〔二四六七〕 日本教育史資料 卷二十四

學頭 塾中は各その制を守り久しく睦ましく金蘭の交り身を没る迄たへすあらまほしき事なり群君は不善におよひやすきものなり學頭は入門の先輩事に熟する人たるへし吾耳目の及ふところ遠からねは諸兄弟の言行中人の規正たるへし塾制違はすつとめて日々に新にしあはれんて敬ひ正くしてかたよらす月盡に其成功を告へし闕る日は其次の人を以て補ふへし 輔正 學頭耳目のおよはさる處あるへし學頭蹉跌あるへし是をたすくる人なくんは塾中治るへからす學頭と異同出入して靜謐をはかるへししからすんは功罪學頭にひとしかるへし闕るにあはは是よりえらみて補ふへし 威儀監 安永二年までは監事一人なり四月七日よりわかつて兩かんとなすいきかんのしよくは威儀にあつかる事をしるなり柝一對これをいき柝とす常に身に佩へしいきみたれん事あらんにはいつたりともうちて衆を警むへし衆の出入威儀監これを引一步趨一起坐一出入一講師一喧噪是を大綱とす餘は時に臨んで宜し



きをはかるへし 門監 婦女妄人門内に入るへからず門はほしみゆるを以て閉ち夜陰の出入板を撃夜陰は人の出入を禁すひるといへとも門外に出なんは皆この監の知るべき事也これはいきかんの兼務する所なり略中 學正 先進後進となく學にすゝめる人吾にかはりて問をかへし後進己より勝らは謹んでこれを讓るへし 監事兩人 西務監は日々の闕事を監しかつ役をとるへし諸兄弟日輪相つとむへし其監務は別番にしるし渡し侍る通の瑣事なり前の監事怠あらは連日たりとも後の監事うけつくへからず但十三未滿の小兒このつとめにあつからざるへししかし學頭この設を除く輔正その半をのそく 給仕番 實いたるの日煙酒茶等の役この人にあり尤四書未了の兒此つとめに服すへし闕る日にはは、其他より補ふへし 僕 薪水の役鄙事すへて此者にありつとめて諸兄弟をうやまひ趨走の事に怠るへからず闕るにはは諸兄弟相ともにつとむへししかし學正此役をのそく 諸兄弟半は富

貴奉養の子弟なり家に在て奴を指令し奴隸の苦辛をしらすと道を學はん事必文字のみにあらず鄙賤の辛苦をしるも其一事なりしかれば塾中の諸生貴となく賤となく茅屋の鄙事敢て筋骨の勞をかる

(註) 明和三年正月二十日、「三浦晋私塾學制」の條

〔一四六八〕 學舎坐右戒

- 一可明辨長幼之序、而篤行惠順之義也、尊長敵少幼輩行凡五等、曰、尊者、曰、長者、曰、敵者、曰、少者、曰、幼者、
- 一同志之交際、可以恭敬爲主、以和睦行之、一毫不可自擇便利、狼母求勝、不可淫媒戲慢、評論女色、不可動作無儀、不可里巷之歌謠、俚近之語、出諸口、宜德業相勸、過失相規、
- 一毎日清晨拜誦孝經、可以養平旦之氣、而后或受讀、或受講、或溫習、或謄寫、不可一時放慢、晚炊后、可以遊於藝、若及志倦體疲、則可少逍遙自適、



(註) 寛永十六年四月二十一日、藤樹書院「坐右戒」

〔二四六九〕日本教育史資料  
卷二十四

火を戒むへし 田作をあらし竹木を伐取へからず、高聲歌呼すへからず 夜間出行すへからず諸生僑寓なれば白腐青蔬若酒醬晝間何そ提挈を妨げん醜行元夜行に起る自今以後白日西没村中と云とも出行すへからず遠方必不暮内に歸るへし城内外人家に止宿すへからず急病の時耳夜間人を走らしめて治を東園松甫の二子に乞へし明日故を僕に告は僕また二子より承るへし是約を背者あらは社中を擯出して永交を絶へし相與容隠せは其人を併て謝絶すへし

(註) 「帆足萬里私塾同約」中の「同遊約」の條

〔二四七〇〕徳川禁令考  
卷之二

近年別而堂上風儀不宜身柄不相應之遊興卑俗之服着用遊里江忍行之人々も有之歟之風聞時々相聞候ニ付被加制止候得共兎角不相止不法之進退致増長關白殿にも誠に以被恐入旦暮に深御心配被成候往古者大學寮四姓學校も有之候得共當時廢絶慶長十八年被仰出にも第一公家學問と御座候に付年來何卒學問致候様被成度御存念に候得共堂上困窮之人々者授教師招請も難出來束脩整兼候に付而不學文盲之輩多相成候次第誠に御心配被成候に付而者學校杯と申候而者禮式作法之古禮も有之候儀御大總にも相成可申其上六藝杯は堂上には先必用にも無之候間責而は學習所被仰付若輩之人々成共月に兩三度計教授有之性行端正篤信に相成往々は務向不進退も無之様被成度全く習學之爲めに清菅兩氏又は聊心掛候人を兩人計も被撰之専場所以下御預り又外に六員計有職學生商量被仰付京住篤實之儒業之師を被召素讀及講釋指南被仰付御會釋物并諸雜用且建物修復書籍等之料何卒關東より被成進候様被遊度大體堂上四十歳以下十五歳以上非藏人二百人計并御内勤之者にも諸司官人子



弟之外等にも追々相願候は、人數に可被加候右之次第故年々米金五六百石餘程被宛行候は、精々質素に可被仰付候得共堂上地下諸生往々之御見込に而者三四百人計にも可相成哉其中に而隔年位に昇殿之人計成共御殘用途に而上中下出精之御褒美聊成共被下候得者自然と風儀改革研學有之往々御役に相立候半人柄に相成可申餘り年次に御叱り之人計に而者上之思召も深く被恐入候右場所は當時開明門院御舊地敷又は外に御築地内に而差支に不相成候場所に被取建候様に被成度は等之儀其許江宜申入旨關白殿被命候事

(註) 天保十三年十月、「堂上方學習所創建之儀ニ付傳奏衆ヨリ口達」の條

〔二四七一〕德川禁令考卷之二

一講釋月中凡三箇度之事

但毎月九日 十九日 廿九日讀書同日之事

一講釋自辰刻限已半讀書自午半限申之事

一聽衆四十歲已下十五歲已上可依請事

但於素讀者家督十歲以上可依請事

一講書經書大化令義解唐律等追可及讀書之事

一聽衆專守五教本條身不必要文藝之事

一凡院內書籍不論堂上地下被許於院內讀閱之事

一院內飲酒雜談禁止之事

(註) 弘化三年十月七日、「學習所條目」

〔二四七二〕眞徳院殿御實記卷六

公卿のために京地に習學所を建させらる、略中其文に履聖人之至道崇皇國之懿風、不讀聖經、何以修身、不通國典、何以養正、明辨之、務行之とあり、

(註) 天保十三年十月廿九日の條



〔二四七三〕憲教類典  
四ノ十三

當院之事爲淨土一宗之本寺之旨後柏原院宸翰等明白也然上者諸國門下世着香衣事不簡自他流從當院可被致奏聞若掠公儀於申請繪旨者雖爲何時可致毀破之由天氣所候也仍執達如件

(註) 天正三年九月二十五日、「左中辨在判」

〔二四七四〕德川禁令考  
卷四十一

鹿苑蔭凌之官職者先代之規範也當時不足叙用毀破之訖自今以後五山長老之事歸依之僧一圓可兼補之官資并入院出仕之儀式等者如先規可有重賞事

(註) 元和元年七月、「五山十刹諸山法度」第七條

〔二四七五〕德川禁令考  
卷四十一

一諸宗法式不可相亂若不行儀之輩於有之者急度可及沙汰事  
一不存一宗法式之僧侶不可爲寺院住持事

附立新義不可說奇恠之法事

一本末之規式不可亂之縱雖爲本寺對末寺不可有理不盡之沙汰事  
右條々諸宗共可堅守之此外先判之條數彌不可相背之若於違犯者隨科之輕重可沙汰之猶載下知狀者也

(註) 寛文五年七月十一日、「諸寺院法度」第一、第二、第三條

〔二四七六〕憲教類典  
四ノ十四

今度福禪寺と意三申分付ててんさくの上口論ニ依相究双方籠舎申付惣て不限此度之儀寺社奉行被定置候上ハ自宗他宗之論に不及或住持之中或は師弟或は山林境目等之論等もとより宗門法義之申分は從先規寺社奉行之外無他斗之條於當所申付子細もあらざる段年來諸人可相辨事



(註) 寛文二年六月十五日、「於京都淨土法花宗論ニ付申渡覺」の條

〔一四七七〕德川禁令考  
卷四十一

諸檀所之學徒歸當院以後於他門他流者可被處嚴科之旨入寺之時一紙可被申付候事

附徒古有由緒本末申掠當院直參之望禁制之事

(註) 慶長二年九月廿日、「關東淨土宗法度」第二條

〔一四七八〕台宗僧侶經歷衣體記

右東塔西塔横川におゐて三塔共三院共相唱え寺院百貳拾餘有之、一宗之規則に而堂上之子息を弟子に致候故、最初者兒に而剃髮、後者卿名與申候而三位中將或者宰相等之名を用候、

(註) 「比叡山密教修行之事」の條

〔一四七九〕諸宗階級  
上

右衆分と申は、所化分數輩之僧侶也、公家武家、其外種性不賤者兒にして登山仕、正月修正會相勤、其後剃髮轉衣仕候を常住入と申候、此外諸國において剃髮染衣して、十七歳或は廿一歳にて、學問之ため山に登り、由緒之寺に寓居して、學侶之衆に横入して、學業を勵み、論議を勤、是を皆衆分と申候、

(註) 「高野山學侶法式」の中「學侶大衆法薦階級之事」の條

〔一四八〇〕諸宗階級  
下

俗家より末寺共弟子に相成度旨願出候節者、其本人者勿論、親元代々之手次寺親類等に至迄篤と承札候上弟子に致し候、其後何方え入寺仕候とも、本山に於而其寺格により得度又者剃刀之式有之住職仕候、是又其寺之寺格を以取扱仕候、右俗家より養子又者弟子等に仕候節者、子孫相續之宗體に御座候故、出生血脈等急度相糺し候儀に御座候事、



(註) 「西派浄土眞宗位階竝得度之次第」の條

〔二四八一〕諸宗階級  
下

當宗門之儀者、血脈相承に而、世録寺相續仕候間、學功に相拘り、身分昇進致し移轉仕候儀者稀之儀に而御座候略中  
公家衆武家方以下百姓町人、都而俗子に而法體相願候分者、末寺之内に因縁を求、其寺に而素性相糺、其寺之猶子に成、外え入寺仕候節、於本山剃刀被免候、其上之手續者都而入寺致し候先々之寺格に應じ候儀に而、寺格之儀者別段院家より平僧迄向々之寺格手續之通に御座候、

(註) 「東派浄土眞宗一派官職衣體之次第」の條

〔二四八二〕諸宗階級  
上

先於一派出家取立之儀者、俗家より宗體望に而弟子之申込有之歟、又者此

方より貫請候儀も御座候、其節者先其者之親兄弟一同承知之旨得と相糺、故障無之時者弟子仕候、

(註) 「曹洞宗出家成立最初より永平寺に轉昇迄之次第」の條

〔二四八三〕諸宗階級  
上

學法女と申候者、女人之出家剃髮を相願候に者先剃髮を許し、三年之間は戒法を不授、唯威儀作法等を學び候を、天竺之語には式叉摩那と名け、唐言には學法女と呼び候、

(註) 「眞言律宗法義昇進譯書」の條

〔二四八四〕諸宗階級  
上

眞言律宗拙寺一派にて、幼年剃髮仕候もの、其歲比之儀、多分は生年七歲より以上に而御座候、是を齋戒者共近住共申候、又七歲より十三歲迄之間幼



年之者を驅烏沙彌とも申候、次に學行昇進仕候得者、衣體を相改、鐵鉢致受持候、是を形同之沙彌と申候、

(註) 「眞言律宗法義昇進譯書」の條

〔二四八五〕下諸宗階級

十歳以上得度被免候事、

(註) 「西派淨土眞宗位階并得度之次第」の條

〔二四八六〕台宗僧侶經歷衣體記

右剃髮以後、顯密之修行山門同様に而相替候儀無御座候、尤交衆に相成候以前御門主え御目見仕、其上論席え初入いたし交衆與申に罷成候、

(註) 「衆徒之弟子事」の條

〔二四八七〕台宗僧侶經歷衣體記

學校初入之儀者、關東十箇之檀林經歷之上、七八年以上之勤功に而補任、添簡ヲ以學寮伴頭え相願候得者着帳申付、尤檀林之經歷無之、小僧より卿名に而着帳仕候者は、五六年之經歷に而學頭凌雲院に而入講爲相勤、其後出次第等左之通、寄宿之所化之儀者在寮不仕、一山其外寺々に住居仕候、

(註) 「東叡山學寮所化昇進之次第」第一條

〔二四八八〕下諸宗階級

一法蘭階級之事

茶執司 十室 五軒 二庵 本寮

右剃度仕世壽十五歳以上、藤澤山京都七條道場遊行回國先、右三會下之内、最寄を以掛錫仕、法蘭相立候、尤幼年より致剃度候而も、十五歳未滿に而掛錫不仕以前者、新發意とも沙門とも相呼申候、



一本寮、十七年之法蔭相滿、十八年に宗門之書籍之内何にても壹部講釋相濟、此階級に相進み、惣じて一宗之法務、右本寮和院之官名之僧是を司り、本山貫主を補佐する所之能分之老僧と相唱申候、是迄末寺并所化昇進之次第に御座候

(註)「時宗門法服并法蔭階級之次第」の條

〔一四八九〕上諸宗階級

右妙心寺派僧侶階級之儀者、大概八九歳より十二三歳迄之内落髮授戒弟子仕、十七八歳より遍參修行純熟之上、其師之印證を受傳、法相續仕、三十歳以上に而前堂に任じ、黒衣之長老と稱し候、

(註)「妙心寺一派僧侶階級并衣體次第書」の條

〔一四九〇〕上諸宗階級

右之通相撰び貫請兒に仕立、丸名或者百官國名を附養育仕、其内に通用之經文を教へ、機非機を考、彌密家相續可仕之機質見定候上に而、戒場を設け、戒師教授等之諸役人列座し、作法儀式之上、爲致剃髮、沙彌戒を授與し、後に加行と申候而、日數二百五十日爲致別行候、略中右畢而拾六七歳にも相成候節、田舎檀林之爲致交衆、夏冬兩度之報恩講論議令修學候、其後兩本山え爲致交衆、令論議決擇修學候を一ヶ年之年數と申事に御座候、此年數本山田舎都合二十年致修學候得者、兩本山能化僧正より免許狀被差出候、是を申請候もの國許自坊、或者檀林所において初法談と申、所化を集め論學之提撕所化之最初に御座候、右免許狀において、本山年數三年四年五年六年等之差別御座候、三年より五年迄之免許狀申請候者共、初法談一會、或者追福等之論議二三會限ニ相勤候而、常法談決而相成不申候、依之檀林所之住職者相叶不申候、六年以上之免狀申請罷在候者は住院本寺は勿論、常法談所えも住職仕、専ら夏冬各之法幢を立、數多之所化を集め提撕仕候事御座候、



(註) 「新義眞言宗出家成立最初より兩本山え轉昇迄之次第」の條

〔二四九一〕<sup>上</sup> 諸宗階級

田舎檀林住職之者は、其會下之所化共令集會、年年夏冬之報恩講と申、論學提撕仕事に御座候、一宗に於て事教二相學業仕候得共、宗之詮旨は、兩本山者勿論、田舎談林座迄も、専ら教相論學を本旨に仕事に御座候、

(註) 「新義眞言宗出家成立最初より兩本山え轉昇迄之次第」の一節

〔二四九二〕<sup>上</sup> 諸宗階級

田舎談林所に於て會場會下と申名稱御座候、會場と申者、其談林所を呼ぶ名目に御座候、是者數多之所化共を令集會、夏冬報恩講論議決擇等指南之場所なる故に會場と申事に御座候、會下と申は、其談林之門末に不限、格院又者他門末に而も、其會場談林所之罷出、論學等仕候所化共所住之寺院な

る故會下と申候、寺院を直に會下と申儀に者無御座候得共、會場え罷出候會下之所化所住之寺なる故會下とは申候事に御座候、

(註) 「新義眞言宗出家成立最初より兩本山え轉昇迄之次第」の條

〔二九三四〕<sup>德川禁令考</sup>  
卷四十一

- 一 遂廿年之修行致江湖頭經五年僧有轉衣之望者以嗣法師之推舉狀致登山可申理從當寺就傳奏申降綸旨以其上出世轉衣可有披露出世之戒薦者可爲綸旨日付次第事
- 一 非三十年修行了畢者不可立法幢事
- 一 至紫衣者當寺惣持寺爲當住仁者經奏聞勅許之時可有着用兩寺之外一切不可着用於退院者可脫紫衣事
- 一 開山忌越前一國之諸末寺不殘可出仕但遠國者可爲志趣次第事
- 一 日本曹洞下之末派如先規可守當寺之家訓事



右近年法度相亂往々紫衣着用之僧滿巷街違佛制受人嘲法道陵夷無甚於此且爲佛法紹隆且爲宗門繁榮相定田若於違背之僧徒有之者可被處配流者也

(註) 元和元年七月、「永平寺諸法度」の條

〔一四九四〕徳川禁令考 卷四十一

- 一 淨土修學不至十五年者不可有血脈傳授殊更璽書許可者雖爲器量之仁不滿廿年者堅不可有相傳事、
- 一 糺明學問之年臘增上寺當住并其檀林所之能化以兩判之添狀可啓本寺於令滿足廿年之稽古者可令頂戴正上人之綸旨不至廿年者可爲權上人

附十五年以來之出世之座次可有正權之差別事

- 一 非古來之學席者私不可立常法幢事

一 住來之知識等其所之門中無許容聊爾不可致法談事

一如舊例夏安居從四月十五日期六月廿九日冬安居從十月十五日可至極月十五日聊不可延促事

一 於一夏中客殿之法問十一則下讀法問十一則無闕減可令決擇并論日之外不可有談場懈怠冬安居可爲同前事

一 解問之事春從二月朔日期三月廿九日從秋八月朔日可至九月廿七日如兩安居物讀法問不可有懈怠事

右三十五箇之條々永代可相守此旨若於有違背之仁者隨科之輕重或令流罪或可脫却三衣者也

(註) 元和元年七月、「淨土宗諸法度」第五、第六、第七、第九、第二十八、第二十九、第三十條

〔一四九五〕台宗僧侶經歷衣體記

右者剃髮後交衆與申候而衆徒之論席之初入之式有之十二年之間相應之



勤方有之、○中略十二年之後、日光東叡山ハ八年、諸國准之房號相改、

(註) 「比叡山顯教修行之事」の條

〔二四九六〕諸宗階級上

徧參修行退休致し、塔司無法之小院坊舎に住職いたし、出世望之無之を平僧と相唱申候、右體塔司小院等に住職致候而も、佛像安座點眼等致し候儀並檀家願に候共、牌名之位階等私意を以許候儀不相成、且檀家不幸引導法語等相唱候儀も相成不申、勿論鈸鼓幕等も相用間數段者、於一宗平僧之掟ニ御座候、

(註) 「曹洞宗出家成立最初より永平寺を轉昇迄之次第」の條

〔二四九七〕三續山志卷七

被位とは諸寺院の弟子當山に入寺掛錫ありしより檀林に出世し又は府

内諸國の寺院に住職せる迄始め極新來の名あるより學頭に至までの大衆座階あるの惣名也則初入寺を被位の始とす夫より順昇三十餘年中年にして寺院に住せるをも名く元和御條目ハ云於法問商量之座數以學文之戒臘可定上下至其外之衆會者以出世之前後可着座ト又ハ云於所化寺僧之會合者選擇以上者可列座平僧上トされは被位を立るより學頭に至る迄學匠名識を論せず年長老幼をいはす師跡寺院の高下をとはず産氏系流の尊卑を撰はず唯一日も早く入寺せるを長とすたゞし時々ハ法問講釋順番なるか故に席に堪さるものは辭山消帳す他門には其學才の優劣博識の昇するの功もあれと當山是を禁す故に故園に辭し洗耳の者もあり又自の涯分を知て退又病軀にして席にあるに堪ずして辭するもあり又志しありて内外の典籍を涉閱すれとも世財乏しくして在席の縁なく故郷に歸るあり遁世の身として檀林の高職は祖意に恐ありと辭するもあり學解優長の者には魯鈍の爲に等しく甲斐なきを恨に似たりといへとも忍辱をたもち累徳の所作にして實に無双の嚴規と謂へし又被位を立しより名を改るをいましむ

(註) 「被位鴻漸」の條



〔一四九八〕諸宗階級上

喝食 右者貴族方從七八歲十二三歲迄之内出家之節可令法式勤學者任之、下ゲ髮に而房等飾有之候袴着之、略○中

沙彌 右者姓名正者撰之、從七八歲十二三歲迄之内得度許容之上可令法用精勤者任之、略○中

侍者 右者隨住持之左右觀道德、朝夕親炙參控可令補助法用者任此職、略○中

藏司 右者掌經藏、修學精勤可爲法器者任此職、略○中

首座 右者稱後堂、補助宗風軌則莊端可爲衆之模範者任此職、略○中

單寮 右者稱前堂、道行抽叢林、寺役等可相勤者任此職、略○中

西堂 右者五山同様に而、單寮之僧修行綿密に而、舉揚宗風可爲衆之師範者、一山請之令分座說法、於各山稱秉拂五山之出世に而御座候、略○中

東堂 右者南禪寺五山鎌倉五山同様に而、西堂之僧道業純熟高臘仁體、

各山に而致吹嘘、願越僧録、公帖奉願、夫々爲致頂戴、改衣規式相調、從自分稱長老、從他稱大和尚、

〔一四九九〕諸宗階級下

一池上本門寺一派弟子取剃髮いたし、兩三年之内法華經一部習讀相濟候得者、飯高檀林初入勤學仕候次第、

一名目部 右入學最初に御座候、尤三夏聽講仕、四教儀部え昇進仕候、

一四教儀部 右三夏聽講仕、集解部え昇進仕候、

一集解部 右三夏聽講仕、觀心部え昇進仕候、

一觀心部 右三夏聽講仕、玄義部え昇進仕候、尤夏數席數共に已滿之者、右之通昇進仕候、

一玄義部 右八夏聽講仕、文句部え昇進仕候、



一文句部 右之部は、人數多次第昇進仕候得者、其數之定り無之、部内に而十側程に席を分け、初十之側より始り、二之側え至り、部頭一人中座席に闕如有之候得者昇進仕候、隨而以下之者次第に昇進仕候、

一止觀部 右中座席者十五人御座候、是者能化を不相立、同席に而止觀一部之議論仕候、尤上座五人之内闕如有之候得者、十五人昇進仕候、

一上座席 右五人有之候、中座席より初入之者を五老と申候、略中

最初名目部え入學仕、終り玄義能化相勤候迄凡三十年程年曆を經、檀林を一切成就之出家と申、一先檀林を罷出寺職いたし候歟、或者閑居仕候而又三十年程相立候得者、大衆一同之請待に預り、飯高寺住職仕、文句之講釋仕候者を文句能化と唱へ、是を位階法蔭満足之出家と申候、

(註) 「日蓮宗出家得道以來習學階級之次第」の條

〔一五〇〇〕上 諸宗階級

右諸國之僧拾五歲以上登山之上、大衆帳面え致着帳候を初入寺と稱之、宗門之書籍を以、部類を八部に分ち階級相立候、名目部、頌義部、撰擇部、小玄義部、大玄義部、文句部、禮讚部、論部に而御座候、此八部一分毎に三年宛爲致修練、此内名目部頌義部を外座と唱、撰擇部以上を内部と唱申候、又此内壹番より十四番迄之階級有之、其上座を縁輪席、扇之間席、一文字席と唱申候、

(註) 淨土宗の「學席階級并律僧行儀覺」の中「初入寺之僧」の條

〔一五〇一〕下 諸宗階級

學寮に於而夏臘之次第に而、一個之階級相立有之候、左之通、

所化 寺格官職に不拘一同平僧衣體

擬寮司 九年夏滿

寮司 十六年夏滿

上首 寮司之首座



擬講

嗣講

講師

但講師職に相成候時者、身分者飛擔に而も、其身一代内陣官被免候、

(註) 「東派浄土眞宗一派官職衣體之次第」の條

〔二五〇二〕三義山志  
卷七

今浄家に度始を考ふるに勢觀○平師證空○久我より大師の自度少からず其後門徒諸國に蓮社を造立し寺院を開基するに及ひ師自ら其弟子に傳法傳戒有て而して後檀林談處に遊ひ高論精議をき、尋て終に宗意の玄妙を證悟す然るを應永年中了譽聖岡上人始て常法幢をたて白旗の正傳猥に傳燈をゆるさす宗制鴻範を群國につたへ及ほされしかは一宗の緇徒其高風を仰き其德行を感し西は薩摩對馬をかきり東は夷境松前をさか

ひとして蓮門般舟の寺院に度する處の僧を下關せしめ關左談林の聖書を得せしめんか爲に座階被位の掟令を守り能化所化數臘の長短をたつ神祖登位の時元和中三十五箇條の中に毎年七十人の入寺掛錫を當山に許可なし給ひしかは十八山の内にも縁山入寺は毎年正月十一日を期し七十人と定む其餘に至りては諸國より掛錫を願ふといへとも是を許さす

(註) 「掛錫」の一節

〔二五〇三〕徳川禁令考  
卷四十一

- 一 觀智院者一宗之勸學之後經藏諸聖教無類本儀大切也不殘一册以目錄令寫納事
- 一 高野山青巖寺之經藏可立學者之用事
- 一 可立古跡之學室專修學事



右東寺醍醐眞言教相之處學及退轉之由甚以油斷之至無學者寺領之所帶不可叶早速可修學興行者也

(註) 慶長十四年八月十八日「醍醐寺諸法度」第二、第三、第四條

〔一五〇四〕和漢三才圖會卷七十二之末

東照君憐權師一流絕擇殘僧中俊哲者二人一遣長谷寺小池坊一住于當寺令新義派再興而祥雲院遷于妙心寺改爲智積院如今覺鑲新義學寮所化寓僧每滿七百有餘

(註) 山城、「智積院」の條

〔一五〇五〕日本輿地通志畿内部分卷第二十二

初瀬寺初瀬村○中略、于院十二區、四來僧徒寓居之處謂之學寮、每寮數十楹其會聚之處謂之勸學院論義決擇日夕唯務

(註) 「大和國之十二」の條

〔一五〇六〕龍谷講主傳

反於小倉覃思淨教天機秀發聚衆講授亡何蔚成叢林焉寬永十六年野村氏法名宗句者創建學費于本山冬十一月落明年春三月十日修佛事法主親臨會時河州出口光善寺准勝領衆正保三年冬十二月宗句之子改造講堂准勝歿法主光圓僧正徵吟典學於是徒益繁道益尊慶安二年中村氏施銀四百兩新建衆寮并施數十部書吟以爲學宮之設大衆所集當采舊章定清規立司員由係籍等級草具其議法主許之學中法令至今依行皆吟爲之

(註) 「豊前永照寺西吟傳」の條

〔一五〇七〕三條山志卷七

宗脈とは學たけ行熟し掛錫より八年以後往古は十年前前行百日を過十一月十七日より入行す一七日を期し精修潔進畢てのち宗戒の二脈を稟受し一宗の蘊奥を傳證す是より先つ本國に歸省し剃度の佛前にて說法す夫



より東遊西歩化地を專とし勸誘己か任とし色袈裟を着し一分の化導師となる。○中略我朝蓮社は鎮西辨師の高弟圓心入唐し「禮設見聞」上四十七廬山の一傳を傳へ其源を慕ひ自ら白蓮社と號同門弟の中に敬蓮社と云有次に定惠は佛蓮社と號し了實は盛蓮社と名く是等を基繩として了譽公に至り發掟長舉となりて一宗の徒兩脈以後の鴻名となれり唯是のみに非す衣を千仞の岡にふるひ足を萬里の流に濯ひ胸中自ら經律の群籍を含み眼前緇素の利鈍を教ふるの職任たり是を宗の血脈相承と云

(註) 「兩脈」の條

〔二五〇八〕 嚴如宗主履歷大谷派講者列傳碑文集

三十七歳光性法主ノ命ヲ受ケ講師職ニ上リ、頻リニ學徒ヲ獎勵セシニヨリ、上京學生頓ニ増殖シ、從來ノ講舍枳穀邸ノ一隅ニアル舊學舎ニテハ講授ニ堪ヘザルヲ以テ、本山ニ願ヒ、高倉通魚棚上ル處ニ學寮ノ再興ヲ企テ、

寶曆五年ニ其功ヲ奏シ、ソノ他學事上ノ諸規多ク同師ノ首唱ニ係ル、講師職ニアルコト殆ド四十年、

(註) 「香嚴院慧然講師傳」の條

〔二五〇九〕 清流記談 卷一

於是自責乃率一二同志竊結斯小會焉、蓋少伸復古之志且欲擬懷愧謝德之一端者、然則固非立戶沾奇之計而尙恐以這區々童戲之類、或似塵乎阜高人之遺躅也、真可懼矣哉。○中略

一 毎月之望爲此會、日若遇風雨寒暑之甚則止、其他縱對一人可必行矣、

一 會日先佛前須法讚、法讚誦阿彌陀經并念佛和讚了

一 法讚已後結衆各々筆錄于己可疑問、或有自所解之事來可呈之、而評論之

者先從前月之所呈當月所舉附之次會、

一 結衆疑問自解唯局宗藏之經論師釋并自己領解之義、其他無舉且一人而



三件爲限、若未充其員、則可也、其餘云々、可屬來月之會、  
 一會日各々最澄淨信、特思念佛祖光澤、談話專可關法義矣、縱吟咏雅趣之事、  
 不許評焉、况俗全勢利之譚、寧可覃齒吻哉、

(註) 月筌、「結華藏會序」並に「華藏會標式」の條

〔二五一〇〕德川禁令考 卷四十一

- 一 一年兩度法談之日限堅不可有增減事
- 一 二季稽古雖爲一季不可懈怠事
- 一 本寺住山必可遂三箇年事
- 一 雖爲本寺住山不學所學者不可許能化事
- 一 於談議所之諸法度者可隨能化下知事
- 一 本寺住山之間吾宗本書委可受學事
- 一 縱雖有教相之所學無事相之傳授者不可許能化事

- 一 可常爲旨佛法興隆如法行儀事
  - 一 於古跡之一寺一山者必可令住學匠之能化事
- 右條々堅可相守也

(註) 慶長十四年八月十八日「關東眞言宗古義諸法度」

〔二五一一〕五山法度書

- 一 僧臘轉位并佛事勤行等可爲如先規寺法事
- 一 參禪修行就善知識三十年費綿密工夫千七百則話頭了畢之上、遍歷諸老  
 門普遂請益眞諦俗諦成就出世衆望之時以諸知識連署於致言上者、開堂  
 入院可許可近年猥申降綸帖或僧臘不高或修行未熟之衆依令出世匪營  
 汚官寺蒙衆人嘲者甚違于佛制向後有其企者、永可追却其身事
- 一 新院建立時申降綸帖塔頭披露先規也、然近年爲私稱寺號院號事自由之  
 至也、向後令停止事



一常住領諸塔頭領今度相改別紙目錄之、永可有收納事  
 一諸院各塔主如先規可爲輪番、但雖爲其門流、或若輩或不器之衆、可除輪番事

右條、爲寺法相續所相定如件、

(註) 元和元年七月「大德寺諸法度」の條

〔一五一二〕台徳院殿御實紀  
 卷卅九

知恩院、増上寺、傳通院へ令せられし淨土宗法規は、略中 京都門中に於て其器をえらみ、六人役者と定め、諸事沙汰せしめ、曾て最負偏頗すべからず、碩學の輩圓戒傳授に於ては、道場の儀式をととのへ執行せしむべし、淺學の徒に猥りに授與すべからず、俗人に五重血脈を相傳すべからず、略中 事理縦横の深義を解せず、着相憑文の族、名利に貪着して法談すべからず、たとひ尊宿の許可を蒙り、勸化せしむといへども、空しく佛經を聞き偏事を祖

釋し、狂言綺語を以て妄に愚民を迷はす、あまつさへ自讃毀他、是法衰の因、  
 諍論の端をひらく、堅く禁絶せしむべし、略中 少年の時十年勤學して後退轉せる僧、色袈裟をのぞむといへども、其人によりて六十歳以後に許すべし、上人號の事は猶斟酌あるべし、平僧はたとひ老年に及ぶといへども、引導はつかふまつるべからず、淨土一宗の諸寺は、其師の附屬たりとも、私に住職すべからず、相替にて古跡をつぐものは、その血脈附法相續すべし、もし前住没後入院するに於ては、其流の本源に就て傳授すべし、紫衣の諸寺隱退する時は紫衣を脱すべし、大小の新寺私に建立すべからず、俗家を借て佛壇をかまへ、利養を求むべからず、知識の座次を分つに於ては、血脈綸旨の次第上下の品を定むべし、法問商量の座に於ては、勤學の戒臘を以て上下を定むべし、其外の衆會に於ては、出世の前後を以て着座すべし、所化寺僧の會遇に於ては、選擇以上は平僧の上たるべし、平僧の中聲明法事等の役其能あるものは、同臘たりとも上座たるべし、階級の淺深を辨へず、恣



に高聲自身を舉揚し、上座に對し緩息をふるまふものは、永くその席に會せしむべからず、諸寺の住僧自身の私意にまかせ、出世の法義を背くものあらば、寺中の老僧平日教戒すべし、もししからざる者は同罪たるべし、白旗流義諸國の末寺、其大小にしたがひ報謝錢を集め、三年に一度使僧を以て影前に備ふべし、出世の官物、綸旨銀二百文目、參内五百文目、合て七百文目と治定せらるれば、米價の高低にかゝはるべからず、末々諸寺はその本寺より萬事沙汰を加ふべし、もし非義の沙汰あらんには、本寺曲事たるべし、無智の道心者、俗人に十念を授け、男女をすゝめ、血脈を授るの類は法賊といふべし、今より後堅くこの徒を禁絶すべし、妄人近年恣に邪教を興し、經文釋義を相違し、私に安心をすゝめ、六字名號を闕て唯三字をとなへ、種々の姦計を企て衆生を幻惑す、是惡魔の所行たれば、この徒速に追拂ふべし、靈佛靈地の修理と稱し、各國勸進すべからず、略碩義十人以下の僧寮坊主たるべからず、法談所の所化今より後、たとひ他山に赴とも、老弱とも

に同名を付替べからず、一寺追放の所化は諸談所の會遇あるべからず、其他寺僧同宿も同前たるべし、諸檀林所化の法規ことごとく上文に従ふべし、

(註) 元和元年七月二十四日の條

〔二五二三〕 隱元和尙黃檗清規

五鼓報鐘鳴連一版、直日揭帳齊盥沐禮佛、二版上單、三版止靜香、一寸開靜課誦、誦畢候雲版鳴、齊過堂粥、粥後接一版定香、魚二鳴、經行香半炷、二版茶、復經行香將完、魚一鳴、齊抽解歸位、三版止靜坐、香完開小靜、茶香二寸、隨意經行、魚一鳴、抽解三鳴、復靜、香完隨意坐、候梆鳴、開靜歸位、聽版過堂飯、飯後接版定香、止靜如前、候開靜過堂粥、粥後聽報鐘鳴、課誦、誦畢歸堂、鳴引磬、問訊接一版、定香、止靜如前、香完開靜放參、  
一堂頭上堂時、各具衣次第而立、有話問則出、勿得參差、違者罰



- 一堂中出入時、出則執事在前、入則執事在後、違者罰
- 一止靜坐香并課誦、不隨衆者罰
- 一巡香故縱昏散者罰
- 一隣對單擻互坐位、雜談者罰
- 一食時不待結齋、無事預起者罰
- 一直日接版定香、鳴魚洗茶鐘、每須炤管、違者罰
- 一抽解沐浴洗浣時、不得入客堂諸寮空處與人雜話、違者罰
- 一經行時不得亂行、放參後不得亂走作聲妨衆、違者罰
- 一爲己事他出、當出衆問訊告假、過限者不得旋便進堂、在外消遣候單、除公務不論
- 一尊客入堂、聞客版鳴齊歸位、參差者罰
- 一鬪構是非、屢不隨衆者出堂
- 一有小恙不許告假、重者給假、至重者出堂調養 方丈立

(註) 「禮法章第八」の中、「堂規」の條

〔一五一四〕 古德事蹟傳

十二年壬午ノ安居、復樸公ト共ニ副講ニ命ゼラレ、而シテ掛塔入貲ノ作法、及ビ曲座直日所食堂等ノ規則ヲ作ル、叢林千歲ノ下、猶ソノ遺風ノ存スルモノ、皆先輩ノ力ナリ、願フニ當時ノ耆宿、深誓仰誓北天等ノ諸師、皆多クハ累年ノ監護ナリ、

(註) 「大信寺道粹」の條

〔一五一五〕 三條山志 卷七

是記主岡公宗派の章疏を徒弟に傳授あられしとき此名列をたて教相教興宗旨宗義の四をわかち實體化用教門實義の幽關を鉅鍵ありしとなり

(註) 「九部淺深」の條



〔一五一六〕嚴如宗主履歷大谷派講者列傳碑文集

四方來學者甚多矣、於是專講究宗乘、七祖聖教及祖書皆有論決講判之錄、時亦講授餘乘、

(註) 「家君老南講師略傳」の條

〔一五一七〕台宗僧侶經歷衣體記

右衆徒二十四ヶ寺者代々弟子相續に而師跡相續可致弟子は附弟與申候、公儀より衣體も拜領被仰付候、

(註) 「日光山經歷之次第」の中「同山附弟之事」の條

〔一五一八〕續日本高僧傳

釋玄宥、字堯性、下野吹上城主膝付氏兒也、幼而朗悟、秀氣峭拔、其父惜置子塵中、年甫七歲、即携詣持明院宥日所、爲駐鳥、受具後登根嶺、研於義學、業成錦旋

粉里、主持明院、肇啓講席、大接海衆、亡何而退、再攀根嶺、請益究奧、又遊南京、學唯識三輪雜華因明、後亦著屨、聽俱舍於三井、稟台教于叡山、天正五年、受日秀遺囑、往智積院、

(註) 「京都智積院沙門玄宥傳」の條

〔一五一九〕三緣山志  
卷七

往年其學名あるの者は年中數度席の上下をわかたずして其所解の書内外となく講述あり唯自山の徒のみ聽會するにあらず他宗の能化所化又筵につらなり問議訊策あり故に緣山の學廣く内外自他にわたりて輪轉渺漫たり元祿以後も尙其範ありしかとや、もすれは問答諍論にうつりしかは是を禁し三講をたて、不定を禁む是又月に定りなく日に撰なくして冬夏わかちなし寶曆以後より其規を定む

(註) 「三講」の條



〔一五二〇〕憲教類典  
四ノ十四

御當家被成下淨土宗御條目之内自讃毀他最是爲法衰之因諍論之緣堅く可禁止事と御書出し之通り此度日蓮宗江同前被仰出候間向後可相守此意旨違背之輩におひては可被罪科之條令承知末流等急度可被申渡者也

(註) 寛文三年十一月四日、「覺」の條

〔一五二一〕憲教類典  
四ノ十四

説法之節法語を假令とし世間雜談を專にし或自讃毀地之惡言をもつて諸入の聞をよろこびしめ又は種々之境界をうつし輕心輕法の有様言語同斷よろしからず

(註) 享保七年、「淨土宗制條」第一條

〔一五二二〕續日本高僧傳  
卷第十一

六年<sup>○延</sup>秋、大藏鏤板將竣功、乃製表章、隨經上進、太上法皇龍顏大悅、謂群臣曰、大藏卷帙如此繁多、而能登梓、其志可謂堅且確矣、法門功臣、實福天下後世者也、

(註) 「難波瑞龜寺沙門道光傳」の一節

### 解 説

近世になつてからの武士教育施設の著しい特質は、それが次第に學校の形をとるに至つたことである。近世初頭の武士教育施設は、家塾の形をとつてゐた。學問に志ある人々が、學者を中心として、小さい規模の學問所を設けてゐたのが、學校の發端をなして居る。この學問所が徳川時代の中期以後次第に近世的な學校の形をとり始め、寛政頃から各地ともに家塾の形を離れて、學校形態をとるに至つた。それが幕末に至つて益々發展し、整つた學校教育施設となつたのであ



る。これ等の學校の形をとるに至つた教育施設には、江戸幕府及び諸藩が所領内に設けた諸學校がある。この他依然として學者を中心とした塾があつて、教育の施設となつてゐたが、幕末に至つて發展した大きな塾は、藩塾等と同様な教育の機能を果してゐた。尙ほ幕末には、公卿の爲の學校も京都に設けられ、僧侶の教育施設も學校化して來てゐる。

江戸幕府が施設した官學のうち、主要な學校は儒學のための昌平坂學問所である。昌平坂學問所は家光が儒者林道春に忍岡の地を與へて、學寮を營ましめたのに端を發してゐる(一三二二)。林道春はこゝに學寮を設け、先聖殿を營んで釋奠を行つたが、家光自らこの學寮に立ちより、道春の講書を聴き、こゝを幕府の學問所となさんとし、弘文院の稱號を與へるに至つた(一三二二—一三二五)。他方史官を置き、本朝通鑑の編輯を命じ、修史事業を起した頃より組織を擴大し、學科職制をも定むるに至つた(一三二六—一三二七)。綱吉はこの學寮を神田臺へ移し、昌平坂學問所の基礎を置き、新廟を營んで春秋の釋菜を行つたが、これは後年に至る迄釋奠の範となつた(一三二八—一三三〇)。綱吉は林春常に大學頭の稱號を與へ、士庶を集めて經書を講せしめ、又自からもこゝに於いて講習したが、この時代にあつて次第に官學となる素地が出來た(一三三一—一三三四)。享保年間この學問所の教育を振興し、仰高門日講や講釋等によつて、武士に對すると共に、庶民に對しても教育の機會を與へるに至つた(一三三五—一三三七)。家齊は松平定信の文教方策により、學政の

振興をなし、こゝに初めて學校の組織が整へられた。先づ儒官を任命して林家を中心とした教師の組織をなし、學問吟味や素讀吟味を開始し、學規職掌等を定め、校舎を改築し、御家人のための大きな學校の構成をなすに至つた。又貴賤に限らず有志に開講した仰高門日講も振興して、江戸に於ける學問の中心たらしめた。昌平坂學問所が近世的な學校としての組織をとるに至つたのは、この時代に於いてである(一三三八—一三四八)。その後天保年間にこの學問所振興に力を注ぎ、書生寮も擴張して收容生を増し、安政年間に至つて修業次第を定め、學科等級の概略を明かにし、學校としての内容を整備し、幕末に至る迄學校としての機能を果したのである(一三四九—一三五四)。この他、幕府が江戸に設けた官學としては、醫學館、和學講談所、講武所、開成所、醫學所、江戸内教授所等があつた。醫學館は官醫藩醫市醫の子弟研學のために設けた和漢醫の學校で、幕末には和蘭醫學も兼學させたが、後には洋醫のために種痘所を改めて醫學所とした(一三五五—一三六二)。和學講談所は和學永續のために設けられ和書編纂出版に當つたのであるが、後には學校として稽古人が集つて居る(一三六二—一三六四)。武術修業のための學校は、嘉永年間に至つて初めて設けられて講武所と稱したが、後に海軍所陸軍所となつて兵學校の形をとつた(一三六五—一三七三)。安政年間に至つては洋學のための學校を設けるに至り、蕃書調所が成立した。これは洋書調所となり開成所となつたが、こゝに於いては洋書に關する取調と共に教授をも行つた(一三



七四一―三八二〇。幕末に至つて、江戸府内には儒者を教師とした教授所が設けられ、昌平坂學問所と密接な關係を保つて教育が行はれてゐた（一三八三―一三八六）。幕府は直轄地にも學校を設けてゐたが、これは各藩の教育施設としての藩學と同様であつて、中心となる地には藩費に相當する學問所が設けられ、地方の小邑には郷學に相當する教諭所が設けられてゐた。前者に屬するものは、長崎明倫堂、甲府徽典館、日光學問所、駿府明親館、足利學校時習館等であり、後者に屬するものは、倉敷明倫館等である（一三八七―一三九三）。

各藩に於いて藩士を教育するために學校を設置するに至つた事情は、幕府が江戸に學校を設けた際と全く同様である。多くは藩主が儒者をして講書せしめたことから始まり、次第に藩が援助して學問所となし、寛政頃からはこれが近世的な學校となる迄に發展せしめてゐる（一三九四―一四〇二）。その學風は幕府が林家を立て、朱子學に終始したのとは異り、各藩にあつた儒官によつて學風が異り、同藩でも儒官が代ることによつて學風を改めて居る。併し寛政以後は次第に朱子學をとる學校が多くなつて居る（一四〇三―一四〇七）。藩費内に於ける教育は、文として和漢洋學、武としての兵學諸武藝、その他禮節、醫學等に及び、入學の年齢は一定して居ないが、通例は八歳頃より讀書手習の初歩を修め、十五歳頃より藩費の正科に入ることゝなつて居る（一四〇八―一四一〇）。藩費に於ける教育の主要なる部分を占めるのは漢學であつて、素讀、輪講、講釋などが經史

に就いて行はれ、詩會、文會などもある（一四一三―一四二三）。武としては兵學の他に武技として弓馬劍槍があり、その他居合、捕手、柔術、砲術等が行はれてゐる（一四二四―一四二六）。藩費内に醫學館を設置して、教育をなして居るものが多く、多くは和漢醫であるが、後には洋醫學をも加へるに至つてゐる（一四二七―一四三〇）。安政頃より洋學所を藩學内に附設するに至つたものが現れ、幕末に至つて次第に多くなつてゐる（一四三一―一四三五）。又國學のための學問所を藩費内に設け國書の講釋を行つて居た所もある（一四三六―一四四一）。試験は殆ど總ての藩に於いて施行せられ、藩主或は家老出席の下に行はれ、この結果が他藩の條件となつてゐた所もある（一四四一―一四四三）。藩費の子弟に對しては躰を重んじ、多くは條規を設けて之を掲げ、費内外に於ける訓練を行つてゐた（一四四四―一四四八）。祭儀は多く釋奠が行はれてゐたが、祭儀は聖堂を設けて極めて莊重に行はれたものも、軸を掲げて簡單に取行つたものもある。尙ほ文武神の祭祀を行つた場合もあり、神社を設けた藩もあつた（一四四九―一四五二）。諸藩の中には、藩内主要の地に、武士のための郷學を設けたものがあり、又藩の國老等がその采邑に學校を設けたものもある。郷學の中には庶民教育のためのものも少くない（一四五三―一四五六）。

幕府及び藩の官學の他に、武士が子弟を學ばせるための施設として、漢學塾が各所に設けられてゐた。この塾には小規模のものより、百名以上を學ばしめてゐる大塾に至るまで種々なる形の



ものがあつた〔一四五七・一四五八〕。塾則によつて教育の主義を明かにし、學科に就いての規則を設け、試験法を具へてゐたものもある〔一四五一―一四六六〕。塾中には職掌の制を設けて自治を行はしめ、塾生に訓育のための規約を守らしめてゐる〔一四六七―一四六九〕。

公卿のための教育施設は、永い間學校の形をとらなかつたが、幕末に至つて學問所を設けるに至つた。學習院がそれであつて、經書國典を講じたが、之は尊皇運動の一つの中心となつた。〔一四七〇―一四七二〕。

僧侶教育の施設はこの時代に著しく組織化せられた。所謂鎌倉佛教に於いて劃然たる轉廻をなして在家、世間へ臨んだ佛教は、この時代に入るや幕府の宗教政策と相俟つて、宗派的組織を明かにし、僧侶教育上にも整然たる施設や方法を現はして來た。即ち各宗別に本寺末寺の關係が更に確然と規定せられ〔一四七三―一四七五〕、諸宗それぞれに寺社奉行等によつて監督せられるに至つたのである〔一四七六〕。而して僧徒はその宗別によつて設けられる機關に依つて教育せられた〔一四七七〕。

その制度、施設に就いてみると得度資格といふべきものに於いては各宗がその趣を異にしてゐる。即ち堂上の子息〔一四七八〕や武家その他種性賤しからざるものをとるもの、世襲制のもの、一般からとるもの〔一四七九―一四八二〕等があり、又女子をもとる場合があつたのである〔一四八三〕。

初入寺の年齢も宗派によつて異なるが、概して幼少のものを採り、七八歳から十二三歳までの者〔一四八四・一四八五〕を、或は兒仕立等にて入寺せしめた。彼等は其處で一兩年乃至數年に亘つて宗旨その他の訓育を受け〔一四八六・一四九〇・一四九九〕次いで或は檀林〔一四八七・一四九〇〕會下〔一四八八〕或は本山等に於いて宗旨の學問を究め、或は遍參修行〔一四八九―一四九三〕することとなつたのであり、更に又本山や上級の學校に入るものもある〔一四八七―一四九〇〕といふ仕組みであつた。

其の間の修行の年階は概して長く次第規定せられた。即ち三十年〔一四九九〕二十年〔一四九三〕十七年〔一四八八〕十五年乃至八年〔一四九四・一五〇七〕十二年〔一四九五〕等の年臘を経て正規の住持或ひは講授の側に立つやうになるのであるが〔一四九六〕、その修道行學の規矩は各宗それぞれに定められ、又主として年臘に従つて〔一四九七〕階級を逐つて昇進次第し、さきにも述べた如く、師資一貫の僧侶教育の階程が相續するので、そこに自ら監督、教授の側の問題も出て來たのである〔一四九八―一五〇一〕。

檀林、學場の施設についてはさきの諸項にもふれたが、ここで三四の例を拾つておく〔一四八七・一五〇二・一五〇八〕。尙ほ檀林、學林等は宗門の本山乃至その統轄下に存在してゐるが、これに對し、時に謂はゞ私學的な講場が設けられたことも注意すべきであらう〔一五〇九〕。

又如上宗別に爲された諸施設の下にあつて教育せられる僧徒には宗規の法度〔一四七三―一四七七・



一五二〇—一五二二)や諸寺、學寮に於いて爲される規則等(一四九七・一五二三・一五二四)細かい規制が定められてゐた。

尙ほこの時代に於ける諸宗各別の嚴重な規定は研學の上にも宗學を中心とし(一五二五・一五二六)宗門を離れることを容さず(一四七七)、宗派相傳は益々重んぜられ(一五〇七・一五二二・一五二七)、兼學遊學といふことも依然として行はれてをつたが(一五二八・一五二九)、一方に護法のあまり自讃毀他といふこともあつて、これが禁せられてをつたことも注目さるべきである(一五二〇・一五二二)。

且つ又この時代の僧徒の教育に關して忘れてならぬことは經論注疏類の上板刊行といふことである。例へば一切經の如きはこの時代の上梓せられた(一五二二)。

#### 第四章 教育の内容

〔一五二三〕東照宮御實紀  
附録卷二十二

すでに島津義久入道龍伯などもわざ／＼詩歌の會を催し、大駕を迎へ奉りし事有しが、實はさるえうなき浮華の事は御好更にましまさず、常に四子の書、史記、漢書、貞觀政要等をくり返し／＼侍講せしめられ、また六韜三略、和書にては延喜式、東鑑、建武式目などをいつも御覽ぜられ、略下

〔一五二四〕東照宮御實紀  
附録卷二十二

年經て駿府に御隱退の後は、道春殊さら朝夕顧問に備はり、經籍性理の義理を講明し、和漢史傳の故事どもを御談論有て、夜ごとの御伽とせらる、



〔一五二五〕 志士清談

備前ノ國主少將光政朝臣孝經ノ講談ヲ聞レシニ争臣ノ章ニテ家老池田出羽池田伊賀ニ向テ各尤心ヲ可用吾ニ不善アラハ争ヒ人ノ各ニ争モ亦可容之一坐舉テ人心ヲ用ヒラル、ノ深切ナルヲ歎美ス、

〔一五二六〕 常憲院殿御實紀 卷廿五

柳澤出羽守保明が邸に臨駕あり、諸老臣、御側、陪從例のごとし、御宴ありて、又中庸の御講説あり、保明論語を講じ、家臣等もあまたの書を講ず、時服一襲又は茶宇縞等をかづけ給ふ、知足院權僧正隆光はじめ、僧衆も伺公し、仰によりてとりく、佛經を進講し、畢て猿樂の御遊あり、

(註) 元祿五年二月廿二日の條

〔一五二七〕 常憲院殿御實紀 卷五十八

松平美濃守吉保が邸にならせたまふ、御講説、進講例のごとくはて、家臣十六人出て、太極の義を荻生惣右衛門茂卿に問答す、又御みづから孟子の枉戸直尋の章、好貨好色の章を御難問ありて、惣右衛門答へ奉る、つぎに御みづから大學の序を語講し給ひ、畢て猿樂あり、吉保はじめ家族、家臣等に、みな布帛、采綴をかづけらる、惣右衛門は御義論の御相手つかふまつりしとて、こと更三所物印籠をたまはる、

(註) 寶永五年十月五日の條

〔一五二八〕 常憲院殿御實紀 卷五十九

公吉綱 よく儒學を尊崇し給ひ、しばく、孔廟に謁せられ、手づから祭奠したまひ、またみづから經書を講じ、諸大名以下の群臣に拜聽せしめられしかば、此ころは朝參の諸侯も經史を懐にし、宿衛の番士も講習を務とせしとぞ、四海風にむかひ學をしたひ、戰國の餘習改り、今も其御徳に浴せざる



ものなし、

〔一五二九〕文昭院殿御實紀 卷二

此日儒臣林大學頭信篤雁間にて論語の議席を開く、

(註) 寶永六年四月十一日の條

〔一五三〇〕事實文編 三十

先生良顯部諱良顯、號光海翁、又重舒齊、幕府麾下士、年甫七歲、其父親寫大學

一本、以授之、曰、非熟讀此書、則不能爲人也、自是常懷之、無日不讀、母亦頗知書、  
教誨不倦、

〔一五三一〕有德院殿御實紀 附錄卷十一

武藤庄十郎安庸といへる小普請組の士あり、幼きより酒井讃岐守忠音が

儒臣松田善三郎某に従ひても、のまなびしが、博學などいふきはにはあら  
ねども、性質篤實にして、朝夕四書、小學、近思錄のみをよみて怠らず、

〔一五三二〕登の燒藻 上

翁○森山 孝盛が六ツ成侍りける時、たらちめの文よむことを、しへ玉ひて、十

に餘れる頃までに、四書五經、小學三體詩古文などならひ終りぬ、幼き心  
に、何のわひためなく、只坊主の經よむ如くにのみ覺え居たり、

〔一五三三〕武家七徳 後編卷八

然に某事は田安殿にて人となり多く人に附會はず、近習番僕六七人を相  
手として、所謂井の内の蛙に譬ふ、只幼年の時土屋遠江守が勸に従ひ、土肥  
大助に就て朱子學を專として、餘力には史書を見て、一向齊家治國の事に  
工夫を懲したりといへども、實に届かず、



(註) 「白川家政録」中の一節

〔一五三四〕戊午幽室文稿  
上卷

正月二日、岡田耕作至、余爲授孟子、讀公孫丑下篇訖、村塾第一義、在一洗閭里俗禮、爲枕戈橫槊之風、是以講誦徹除夕、未嘗放學也、何如年一改、士氣頓弛、三元之日、有來修禮者、未見來請業者、今墨使入府、義士下獄、天下之事迫矣、何有於除新、然而松下之士、猶皆如此、何以唱天下、今耕作之至、適爲群童魁、魁群童、乃魁天下之始也、耕作年甫十齡、厚自激厲、其前途寧可測哉、書以勵之、

(註) 安政五年正月二日、吉田松陰より門人岡田耕作への書翰

〔一五三五〕殿有院殿御實紀  
卷三十八

少壯までは六韜三略を旦夕し、釋老の書をこのみよまれしが、中年以後は聖人の道を尊崇し、伊洛の學に心酔し、學庸論孟の典籍を熟覽し、小學、近思錄、通鑑綱目等の書を講説せしめ、病臥といへども抄讀を廢せず、晩年吉川惟足が神巫の説を信じ、卜部家の祕奥をさぐりきはめ、生前にその謚をえらみ、土津社と稱せらる、

(註) 寛文九年四月二十七日の條

〔一五三六〕武家七徳  
後編卷八

保科肥後守正之は台徳院君第九男にて、剛正の質にして和漢の禮を會得し、神道の心柱を守り儒教を究め、上に仕ゆる所其忠貞人に踰たり、幼より書を読み、佛學を最とせられしに、年五十にして初て小學を読み、大學の基を知り、於是前々讀れたる老佛の書を繕き、唯敬の工夫に力を用ひ、日々に新なり、

(註) 「白川家政録」中の一節



〔一五三七〕折たく柴の記

長谷川といふものなり

十七歳の時に至て同じやうにめしつかはれし、わか侍のもとにゆきしに、案の上に書あるを見れば、翁問答と題せしものなり、いかなる事をやしるしぬらむと思ひて、借ることを得て、家に携歸りて見けるにこそ、初て聖人の道といふものある事をばしりけれ、これより道にこゝろざし切なりけれど、師とすべき人もあらず、京の人にて、醫を業とし、すこしく學問あるが、戸部の許に日々來れるあり、此人にむかひてこゝろざしのほどを語りしに、小學の題辭を講じきかせられたり、前にしるせし、我父の病給ふ時、獨參湯をみるに、江馬益菴といふ名は、支その、ち又程子の四箴をも講じきかせられしより、やがて小學の書を日夜に誦し習ひて、業すてに畢りぬれば、四書を誦し習ひ、その、ちまた五經をも誦習ひたれど、これら皆々句讀を授し師あるもあらず、みづから韻會字彙等の書によりて、誦し習ひければ、後に思ふに、ひがことのみぞ多かりける、

〔一五三八〕東照宮御實記

附錄卷二十五

佛理をも深く御歸依ありて、中僧ども召出て法問聞し召れ、中後に駿府にうつらせ給ひては、機務の御暇には増上寺の源譽を召て、しばく法義をたづね給ひ、中また仙波の天海僧正を召て、天台の論議御聽聞あり、また曹洞の僧徒に法問せしめ、慶長十年の頃には天海僧正に命じ、叡山の老僧正覺院始、數人招呼れて論議あり、

〔一五三九〕常憲院殿御實記

卷廿三

僧正隆光はじめみな佛經を講じ、眞言僧覺彦も初てめされ拜謁し、觀音經を講ぜしめらる、

(註) 元祿四年三月廿二日の條

〔一五四〇〕香齋得聞



今井新平順字可汲號桐軒初有順ト稱ス弘濟ノ兄ナリ命ヲ奉シテ京師伊勢ニ往來シ神道ノ學ヲ講シ著神道集成門人津田兵藏信貞號閑齋丸山雲平可澄字仲活號活堂并ニ義公ノ命アリ集成ヲ校正ス

〔二五四一〕 擁書樓日記

弘賢主、岸本由豆流きたりて、保元物語をめぐりよみす、

(註) 文化十三年二月廿日の條

〔二五四二〕 擁書樓日記

山崎美成がりいきて、日本紀、宇津穗物語等を講授す、

(註) 文化十四年八月三日の條

〔二五四三〕 擁書樓日記

けふは例の源氏物語の講説せり、小竹茂中、和田げん子、竹内直躬、石井盛時、橋本常彦、古澤知則、松井常政、本間游清、小堀祐益、宮澤新吉などまうてく、

(註) 文政元年六月七日の條

〔二五四四〕 東照宮御實紀附録卷二十二

大坂の戦畢て後、中院中納言通勝卿を二條の御城にめし、數寄屋にて源氏物語箒木の卷を講ぜしめて御聽聞あり、侍女どもにも聞しめらる、

〔二五四五〕 志士清談

主君トスヘキハ景勝<sup>杉上</sup>ノミ他ハ論スルニ不足トテ七八千石ノ祿ヲ以テ招ニモ應セス民村ニ閑居シテ地ヲトタリ利大詩歌ヲ好連歌ハ紹巴ヲ友トス源氏物語ノ講談其蘊奧ヲ説キ盡シテ聽人ヲ驚カス茶料トシテ五百石ヲ賜ハリ上杉定勝ノ代ニ至テ病テ卒シヌ



〔一五四六〕台徳院殿御實紀 卷廿七

江戸より土井大炊頭利勝御使として駿府に來り、京極黃門定家卿眞蹟伊勢物語を進らせ給ふ、よて林道春信勝に、その跋文をよましめらる、

(註) 慶長十九年七月十四日の條

〔一五四七〕折たく柴の記 卷上

我幼き比は、上野物語といふ草紙ありけり、これは寛永寺の花見に、人のむれ來る事共をしるせしなり、我三歳たりし春の比にやあるべき火燧に足をさして、はらばひ居て、その草紙を見ながら、筆紙をもとめて、すきうつしけるを、母にておはせし人の見給ひ、十が中一二は、まことの文字もあるを、我父に見せまゐらせしを、父のともなる人の來り見しより、人々も聞傳へて、そのうつせしものどもを、とり傳ふる事になりたり、略中此後は常の戯れに、筆とりて物かく事のみをしへければ、おのづから日々に文字を見し

りたれど、物よむ師などとすべき人なかりしかば、たゞ往來ものゝ類などをよみならふのみなりき、

〔一五四八〕折たく柴の記 卷上

そのゝちは、つねにかゝる武藝の事共を好みて、手習ふことなど心にも染ずありしかど、物よむ事をば好みければ、つねに我國の物がたり草紙等の類をば見ずといふ者もなかりき、

〔一五四九〕蚤の燒藻

さればかゝる故にや、いつとなく書を見ることのいはゞからて、假名文記録軍談淨瑠璃本の類まで、取當る書毎におもしろくて、日ぐれにも、とし火立る間も待遠くて、月にむかひて見侍ることくなりき、夫は然れとも幼き心に和らげたるふみの見よく、おもしろくて讀たるのみなり、誠の漢



文ななどに至りては、心にもとまらず、又よき文遠き書なんと見るべきたよりもなく、借もて来て見つべき方もなかりけり、史記なんといふ文は、外祖父<sup>○註</sup>の方<sup>略</sup>にありて、見たりしかとも、幼ければ心も通せず、思ふ様に會得もせず、

〔二五五〇〕<sup>蝨の燒藻</sup>

朝夕母のかたはらにて、古への聖賢の行ひ、或はやまとの名將勇士のふるまひ、忠孝仁義の道を寝物語などに、語り聞せ玉ひて

舌切すゞめ 枯木に花さかせぢゞ 猿とかに 兎狸 鉢かつき ゆ

り若 楠 義經 爲朝 義貞 関子騫 伯瑜 曾子 孟母

なんどの物がたりをいく度か聞たり、子耳に聞込て今も猶思ひ出ぬれば、懐舊の涙とゞめ難し、

〔二五五一〕<sup>殿有院殿御實紀 卷五</sup>

徳松君に御親書の臨本を給ふ、手習始めせらるゝによりてなり、

(註) 承應二年五月廿三日の條

〔二五五二〕<sup>折たく柴の記 卷上</sup>

我八歳の秋、戸部の上總國にゆき給ひしあとにて、手習ふ事ををしへしめらる、其冬の十二月半ば、戸部歸り参り給ひしかば、つねにかたはらにさぶらふ事もとの如く、明けの年の秋、また國にゆき給ひしあとにて、課をたてられて、日のうちには、行草の字三千、夜に入りて、一千字を限りてかき出すべしと命ぜられたり、冬に至りぬれば、日短くなりて、課はまだみたざるに日暮んとする事たびゝにて、西向なる竹縁のある上に机をもち出て、書終りぬる事もありき、また夜に入りて手習ふに、睡の催して堪がたきに、我につけられしものと、ひそかにはかりて、水二桶づゝ、かの竹縁に汲おかせ



て、いたくねぶりの催しぬれば、衣ぬぎすて、まづ一桶の水をかゝりて、衣うちきて習ふに、はじめひやゝかなるに目さむる心地すれど、しばし程經ぬれば、身あたゝかになりて、またまた眠くなりぬれば、又水をかゝる事さきの事の如くす、二たび水をかゝりぬるほどには、大やうは課をもみてたりき、これは九歳の秋冬の間の事なり、かゝりしほどに、此頃よりは我父の人に贈り給ふ文をば、かたの如くにはかきたり、十一歳の秋、また課をたてられて、庭訓往來を習はしめられ、十一月に至て、十日のうちに淨寫してまゐらすべしと命ぜられ、命ぜられし如くに事を終へしかば、冊になして戸部に見せまゐらす、ほめ給ふ事大かたならず、十三の時よりは、戸部の人と贈答し給ふ程の文ども、大かたは我に命ぜられき、

〔二五五三〕台徳院殿御實紀  
附録卷四

騎法をば中山勘解由照守に學ばせらる、或時其家の祕傳都歸の法といふ

を問せられしに、照守是は第一の祕事なれば、名ざしては申難し、とくに申上置ぬといふ、其後御乗馬のおり照守にむかはせられ、これにてはなきやと仰られしかば、さん候、唯今の御手綱が即ち都歸にて侍と申上しかば、御悦なゝめならず、その後鎧下の馬四五疋求めさせらるゝとて、照守を奥につかはされんと命ありしに、馬毛の疵及び年の鑑定、爪の打方は、それがし見分難しと申て、太田善大夫吉正を推舉して、同じく奥に下り、龍蹄二十疋計り求め得て還り聞え上しかば、馬喰町の馬場に成せられ、閱覽有て悉く照守に預け給ひぬ、其後照守老年に及びける比、今一度騎法尋させ給はんとて、殊更二丸に召て、御門まで乗輿の御免しありて圓座を設け、いと懇ろに御尋ありて、召せられし御羽織を賜はりしとぞ、

〔二五五四〕藤田東湖書簡

馬術之儀は、馬場乗専らに成行、如何の事に候、飼立方を始め、諸事武家の故



實取失ひ不申萬一之節差支無之様、

(註) 講武所設置に就き、關藤藤蔭に與へた書簡の一節

〔一五五五〕殿有院殿御實紀  
卷四十五

けふ兩番頭に、組士等水泳の事先にとはせられし時、一人も練習するものなしと聞えたり、いとひが事なれば、今より後嚴に令し、學ばしむべしとつたへらる、

(註) 寛文十二年七月七日の條

〔一五五六〕常憲院殿御實紀  
卷三十

けふ諸隊の番士に令せらるゝは、番士等常に文學に心いれしむべし、又射藝仰付らるべければ其心すべし、弓具に華飭加ふる事はあるべからず、射法あたり等専らたるべし、こはこたびに限らず、常に嗜むべき旨、所屬へ告

諭すべし、

(註) 元祿七年七月十八日の條

〔一五五七〕昇平夜話  
下篇卷之二

昔或諸侯の家中、武藝の教場多き中に、盛大なるものは火器鐵炮なり、君常に宣ふ、我家の壯士進で此藝に長ずべし、必無益の事に日を費さず、常に心を用る時は、大旨六藝の名目に涉るも、なか難からんやと、於爰壯士争ひ進で、日を藝術に愛し、遊山觀水、淫聲の樂器、共に絶失せ、德行日々に進めり、就中鐵炮、大銃、連城銃の達人巧手、月々年々に競出て、能其數を盡し難し、其功勞に應じ、加祿褒美を施し、且中年法を出して、火器、鐵炮の術は、金錢を積ざれば修し難き藝也、小身の武士貧乏に困ては、却て武備を失ふに似たりとて、一ヶ年に鹽硝三千斤、鉛子千貫目づゝを、小身の士に施せり、其外の武藝、皆相應に其費を宛施し玉へり、



(註) 「武備」の條第四十

〔一五五八〕藤田東湖書簡

砲術の儀、近來盛には相成候へ共、今以舊習に泥み候向も有之、元來火器之儀は、西洋より傳來の品に候へば、今更西洋の新工夫等を嫌候は固陋に候間、舊習に泥み不申、實用の業前研究候様、

(註) 講武所設置に就き、關藤藤蔭に與へた書簡の一節

〔一五五九〕台徳院殿御實紀  
卷五

林道春信勝江戸に參り初見し、これより講書を聞しめさるゝ事、十五日の間に黄石公の兵書、漢書張良傳等を講説す、又漢楚興亡の事跡を垂問したまふ、やがて大學を講ぜしめられんと仰出さる、

(註) 慶長十二年四月七日の條

〔一五六〇〕香齋得聞

佐久間立齋健又和風ニ作ルアリ尙謙歿後講官命セラル其學陽明ヲ祖トセリ又兵學ヲ以テ諸士ニ授ク今其傳ヲ佐久間流ト云フ

〔一五六一〕昇平夜話  
下篇卷之一

寛文の頃迄は飯の炊様、草鞋、足中、馬の杓の作り様、繩節を結事を武士の知らず、叶はず、嗜と云て知りたる武士多かりしを、今は武士殊の外なまけたれば不審に思も理りなり、

(註) 「風俗」の條第二十

〔一五六二〕劔法夕雲先生相傳

先師夕雲の談ぜらるゝは、當世より百年計以前迄は、兵法さのみ世間にはやらす、其仔細は、天下亂國なるによつて、武士安座の暇なく、毎度甲冑兵仗



を帶して戰場に臨んで直に敵に逢ひ、太刀討、組合をして、運の強き勇者はながらへて、數度の場に逢て、自己に勝理を合點して、内心を堅固にすわる事、當世諸流の祕傳極意と云ふ物よりもなほ慥かなる者多し、如此の時代は吾も人も取りとめて習ふべき隙もなく、若又たま／＼習うても、戰場其外の眞實の働に及では、俄に習ふを以て勝利も得難く、只面々の運と覺悟とにまかせたと見えたり、近代八九十年此方、世上は靜謐となり干戈自らやみ、天下の武士共安閑に居眠りする様に成り行て、戰場に臨んで直ちに試み習ふべき様なければ、責めては心知る良友に相對して互の了簡を合せ、勝理の多く、負る理の少なき方を詮議して勤習すること、治世武士の嗜と成りて、木刀革袋などにて互の了簡を合はせ試みる事、兵法のならひと成りて、隙ありの浪人等朝夕工夫鍛鍊して、所作にかしこき者は、自ら他の師とも成りて教を施す、

〔二五六三〕 蟹の燒藻

此頃御政務改申候より、右體の者は見え候はて、御旗本様方の御息方弓を御持せ候て、毎日／＼ぞよ／＼と御連立被成、市中を御往來の様子、品替り候こと共に候とて、笑侍りき、

〔二五六四〕 天言筆記 卷一

天下泰平武門くらやみ、若殿方の御稽古は、弓馬鎗劍早仕込、出席ばかり月六さい、見分前の大打合、夫ても御好御番入、目出度御代の有様は、夫に構はぬ師匠達、免許目録大安賣、

(註) 天保六年「今様流行御物語」の條

〔二五六五〕 昇平夜話 下篇卷之一

一變古老の物語に、舊來の士風漸に相移り、豪氣權力の者は、多く亡びたれ



共、人々武家を唱ひ、一介の廉恥を行ひたるも猶少からず、因て家中番頭物頭を初め、諸番士を以て、表向の奉公と云、勝手方の役人を日蔭奉公と云事にて、壯年の者などは、右類の役に選るゝ義は、願はしく思はざる様に聞えたり、此時分迄は、か様の人も多かりし故、小身の士迄も常々の參會には、軍談書の廻し讀、古戦類の物語杯するを平生の事と覺也、小兒の遊にも、陣取城攻など云て戦を習はす戲をなしたるに、其後いつの頃か權柄家の爲に壯士多く、志を移し、是等士風大に變じ、其後は直事杯を好、少し圭角を顯はすものは、世間に逢兼る故、萬事穩便にするを、專用にする事と成り來る、世風一統おとなしく、珍重なりと云人もあれ共、士道の意地合は、次第に薄くなれるが、義理を立、禮法を正す様なる事も、少しは角々敷見ゆるもの故、おのづから斟酌せしが、武藝、學問杯も古代よりは好士も多き様なれ共、何事も穩便の時節には、是も目立は如何と思ひ、適志ある人も見合する様になり、其餘は何事も皆世間並にて、事足る事也と心得る様に成り來れり、諸人

の勇氣を育はざる故也、以前の表向奉公と云は、漸日蔭に成るべき基と沙汰せり、

(註) 「風俗」の條第百十五

〔二五六六〕昇平夜話  
下篇卷之一

昔は子供の遊びは竹弓的又は軍事杯也、我等も十四五歳迄は軍事も日々の遊とし、或は竹弓を提て的射に他丁へもありきしなり、略中今は早くおとなしやかに成て軍事杯の遊は稀也、往來も檔着て見知らぬ者にも目禮して通る也、今は盤上の遊び又は魚鳥の殺生杯を遊びとし、おとなしく能き様なれ共、早くひずかしく成て宜からず、

(註) 「風俗」の條第三十五

〔二五六七〕武家七徳  
前編卷四



板倉内膳正重矩は徳行敏才にして學問に志し、熊澤了介が門に入て經濟に達し、又詩歌を能す、

(註) 「戦兵下」の條第二十一

〔一五六八〕嚴有院殿御實紀 卷五

連歌興行例のごとし、

しかぞ思ふ松は八千代の春のいろ(昌程) 國ゆたかにもかすむ海山

(御句) 天が下浪風たゝぬとし越て(玄祥)

(註) 承應二年正月十一日の條

〔一五六九〕嚴有院殿御實紀 卷三十一

この日片桐石見守貞昌并に普請奉行船越伊豫守永景を召れ、茶技を御覽ぜらる、此兩人その名高きものゆへにかくめされしとぞ、凡此技は室町殿

中葉より起り、織田殿も豊臣太閤なども、軍陣のひまなき中にも殊に好まれしかば、貴となく賤となく、専ら此技をもて風流雅尙の戯となしけるにぞ、諸大名の中にも、古田織部正重然、小堀遠江守政一など、嗜者の名を得たる人世々乏しからず、各門戸流派を競にいたる、貞昌當時この道の宗匠にて、尤その名高く、今の世にも石州流としてその門徒猶多し、上にも先代より常に茶事に御遊おはしければ、かゝる事もまゝあそばしけるなるべし、

(註) 寛文五年十一月八日の條

〔一五七〇〕台徳院殿御實紀 卷廿二

三丸にて猿樂あり、頼房朝臣山姥、船辨慶をなさる、日野大納言入道唯心、西洞院宰相時慶卿、神龍院梵舜、金地院崇傳、南光坊天海等、皆見る事をゆるさる、

(註) 慶長十八年三月二十九日の條



〔一五七一〕大猷院殿御實紀 卷九

中納言頼房卿、宰相長重、和泉守高虎露路外にむかへたてまつり、數寄屋に供奉す、御花御みづから遊ばされ、御茶は大御所より頼房卿へつかはされしを、頼房卿そのまゝとりて大納言へすゝめられ、大納言より頼房卿、つぎに高虎、つぎに長重にておさめ、茶具御巡覽ありて後、御手づから御炭をあそばされ、寢殿へわたらせ給ひ、菓子薄茶奉らる、この時頼房卿、長重、高虎、并に本多美濃守忠政を召て御閑談時をうつされ、書院にて猿樂はじまる、玉井、盛久、芭蕉、三井寺、山姥、鶴、海士、邯鄲、祝言、五番過て寢殿にて御膳まいる、兩卿御相伴せらる、御三獻のとき忠長卿御盃給はりて、返し奉られし御盃を頼房卿へつかはされ、又高虎をめして給はる、猿樂終て還御あれば、忠長卿西城にのぼりて謝せられ、頼房卿も同じく謝せらる、

(註) 寛永四年三月二日の條

〔一五七二〕殿有院殿御實紀 卷二

つぎに謠曲始行はる、酉刻長袴めして大廣間に出給ひ、三家下段にて拜謁あり、

(註) 承應元年正月二日の條

〔一五七三〕志士清談

戰場ニ出ル者再歸ランコト難期樂テ可出事也ト息左衛門ニ能ハヤシヲ興行サセ快ク樂テ出タリ兩將軍家會津御進發ノ時左内金壹萬兩ヲ景勝へ上ケ朋友ニモ分與へ吾討死セハ金銀ノ帖ヲ燒捨ヨト家臣ニ言含置テ出タリ

〔一五七四〕我衣

俳諧ハ貞享ノ芭蕉大ニ流行ス、門弟其角嵐雪ニ至テ少シ下品ナリ、併口舌